


# R 6 営繕 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事

## 図 面 目 録

通し番号	図面番号	図面名称	通し番号	図面番号	図面名称
1	—	タイトル 図面目録	20	A-01	内部仕上表
2	共-01	営繕工事共通仕様書 (1)	21	A-02	生徒用女子便所 1 断面詳細図 (参考図)
3	共-02	営繕工事共通仕様書 (2)	22	A-03	生徒用女子便所 2 断面詳細図 (参考図)
4	共-03	営繕工事共通仕様書 (3)	23	A-04	生徒用女子便所 1 2階平面詳細図 (既設・改修後)
5	機特-01	機械設備工事特記仕様書 (1)	24	A-05	生徒用女子便所 1 3階平面詳細図 (既設・改修後)
6	機特-02	機械設備工事特記仕様書 (2)	25	A-06	生徒用女子便所 1 4階平面詳細図 (既設・改修後)
7	P-01	附近見取図 配置図 概略工程表 (参考)	26	A-07	生徒用女子便所 2 2階平面詳細図 (既設・改修後)
8	P-02	和洋改修工手法手順書、器具表 (改修前・改修後)	27	A-08	生徒用女子便所 2 3階平面詳細図 (既設・改修後)
9	P-03	1階平面図	28	A-09	生徒用女子便所 2 4階平面詳細図 (既設・改修後)
10	P-04	2階平面図	29	A-10	生徒用女子便所 1・2 展開図 (既設)
11	P-05	3階平面図	30	A-11	建具表 (既設・改修後)
12	P-06	4階平面図	31	A-12	トイレブース改修詳細図 (参考図)
13	P-07	生徒用女子便所 1 2階平面詳細図 (改修前・改修後) 2階給水配管図 (改修前)			
14	P-08	生徒用女子便所 1 3階平面詳細図 (改修前・改修後) 3階給水配管図 (改修前)			
15	P-09	生徒用女子便所 1 4階平面詳細図 (改修前・改修後) 4階給水配管図 (改修前)			
16	P-10	生徒用女子便所 2 2階平面詳細図 (改修前・改修後) 2階給水配管図 (改修前)			
17	P-11	生徒用女子便所 2 3階平面詳細図 (改修前・改修後) 3階給水配管図 (改修前)			
18	P-12	生徒用女子便所 2 4階平面詳細図 (改修前・改修後) 4階給水配管図 (改修前)			
19	P-13	生徒用女子便所 1・2 断面詳細図 (改修前・改修後)			

課 長	副課長	課長補佐	主査兼係長	課 員	担 当


章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項									
一般共通事項	<b>I. 工事概要</b>		7. 下請負人の選定	①受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。	⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	11. 交通安全管理	⑭受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。										
	1. 工事名称	R 6 営繕 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事		②受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）			⑯仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。										
	2. 工事場所	徳島市城南町2丁目		③受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。			⑰上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。										
	3. 建物概要	<table border="1"> <tr><td>建物名称</td><td>城南高等学校 校舎東・校舎西</td></tr> <tr><td>構造・規模</td><td>R C造 地上4階＋PH1階</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>39,573 (m2) (校舎敷地全体)</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>11,665.59 (m2)</td></tr> <tr><td>消防法施行令第105条第1項の区分</td><td>(7) 項</td></tr> </table>		建物名称			城南高等学校 校舎東・校舎西	構造・規模	R C造 地上4階＋PH1階	敷地面積	39,573 (m2) (校舎敷地全体)	延床面積	11,665.59 (m2)	消防法施行令第105条第1項の区分	(7) 項	④施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。	⑱⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
建物名称	城南高等学校 校舎東・校舎西																
構造・規模	R C造 地上4階＋PH1階																
敷地面積	39,573 (m2) (校舎敷地全体)																
延床面積	11,665.59 (m2)																
消防法施行令第105条第1項の区分	(7) 項																
4. 工事種目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>工事概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛生器具設備</td> <td>トイレ改修に伴う更新工事一式</td> </tr> <tr> <td>建築工事</td> <td>トイレ改修に伴う建築工事一式</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種目	工事概要	衛生器具設備	トイレ改修に伴う更新工事一式	建築工事	トイレ改修に伴う建築工事一式									⑤施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	㉔①輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
種目	工事概要																
衛生器具設備	トイレ改修に伴う更新工事一式																
建築工事	トイレ改修に伴う建築工事一式																
5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。	⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	㉖①輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。													
<b>II. 営繕工事共通仕様書</b>			8. 施工体制台帳及び施工体系図	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿		12. 発生材の処理等	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿										
			9. 電気保安技術者等	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿													
			10. 施工中の安全確保	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿													

				徳島県県土整備部営繕課	工事名	R 6 営繕 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事	共-01	
					図面名	営繕工事共通仕様書(1)	NO SCALE	

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																															
一 章 一 般 共 通 事 項		<p>④資源有効利用促進法及び建設リサイクル法に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</li><li>2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</li><li>3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</li><li>4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</li><li>5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</li><li>6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</li><li>7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</li></ol> <p>⑤受領書の交付</p> <p>受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>⑥再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等</p> <p>受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に關して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>⑦建設発生土の運搬を行う者に対する通知</p> <p>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>⑧建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等</p> <p>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p>																																					
	13.	材料・製品等	<p>①本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>②受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」に記載品を指すものとする。</p> <p>③県産木材の原則使用</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</li><li>2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。<ol style="list-style-type: none"><li>(a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</li><li>(b) (a)において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</li></ol></li><li>3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</li><li>4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</li><li>5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</li></ol> <p>④製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>⑤標仕等に記載されていない特別な材料の様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p>	14.	化学物質を発散する建築材料等	<p>⑥県内産資材の原則使用</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</li><li>2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</li></ol> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"><p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p><ol style="list-style-type: none"><li>(1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</li><li>(2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品</li></ol><p>注・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。</p><ul style="list-style-type: none"><li>・県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</li><li>・公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</li></ul></div> <p>⑦県内企業調達建材等の優先使用</p> <p>受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>⑧県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>⑨アスファルト舗装の材料</p> <p>受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p>	16.	建設機械等	<p>本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>②低騒音・低振動型建設機械</p> <p>本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>③特定自主検査</p> <p>本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>④不正軽油の使用禁止</p> <p>受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。</p> <p>また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p>	17.	遠隔臨場の試行	<p>①受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>②受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。</p>	18.	工事看板等	<p>①工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>②受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>③受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事</li><li>・当初請負金額が200万円未満の工事</li></ul>	19.	仮設トイレ	<p>受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。</p> <p>ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。</li><li>②当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。</li></ol> <p>受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>(注) 洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 (注) 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・旋乾の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p>	20.	設計変更箇所確認	<p>設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。</p> <p>また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p>	21.	工事検査及び技術検査	<p>①次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによるないことができる。</p> <table border="1"><thead><tr><th>当初請負対象額</th><th>一般入札工事</th><th>低入札工事</th></tr></thead><tbody><tr><td>3千万円未満</td><td>—</td><td>1回</td></tr><tr><td>3千万円以上5千万円未満</td><td>—</td><td>2回</td></tr><tr><td>5千万円以上1億円未満</td><td>1回</td><td>2回</td></tr><tr><td>1億円以上</td><td>2回</td><td>3回</td></tr></tbody></table> <p>(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 (注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>②中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</li><li>③中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</li><li>④基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</li><li>⑤外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</li></ol>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																				
3千万円未満	—	1回																																					
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																					
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																					
1億円以上	2回	3回																																					

仕事名	徳島県県土整備部営繕課	R 6 営繕 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事
図面名	営繕工事共通仕様書(2)	

共-02	株式会社 平島弘之 + TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES
NO SCALE	一級建築士 第 152422 号 廣山仁志

章 項目	特記事項	章 項目	特記事項	章 項目	特記事項								
<p>一 章 一 般 共 通 事 項</p> <p>22. 完成図等</p> <p>①電子納品：対象</p> <p>②受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>③提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による） ・工事写真（電子データ2部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書（必要部数）</p> <p>④しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>⑤工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>⑥工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" data-bbox="326 556 765 640"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>⑧既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p> <p>23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化</p> <p>①受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。</p> <p>②対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p> <p>24. 火災保険</p> <p>本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>①対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>②付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>③付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>④保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>⑤その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p> <p>25. 公共事業労務費調査</p> <p>①当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>②調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>③公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>④受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除</p> <p>①受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>②受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>③受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>④受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>⑤受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>⑥受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ					
区 分	サ イ ズ												
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ												
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ												
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ												
	徳島県県土整備部営繕課	徳島県県土整備部営繕課	工事名 R 6 営繕 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事 図面名 営繕工事共通仕様書(3)	共-03 NO SCALE	 株式会社 平島弘之+ TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第 152422 号 廣山仁志								



6. その他共通事項

- (1) 支持金物等
  - ・屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとす。
- (2) 用途等の表示
  - ・機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕<1>1.7.4)
  - なお、屋外及び水気のある場所(弁室内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- (3) 制御配線、計装配線等
  - ・使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3章 衛生器具設備

1. 大便器

大便器の洗浄水量は6.5L/回以下とする。

4章 給水設備

1. 配管材料等

- (1) 特記なき給水管の最小管径は呼径25とする。

5章 建築工事

1. 改修仮設工事

1. 一般事項

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び排水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. ベンチマーク

設計GLの設定は、BM(一般1FL)を±0とし、NGLはBM-(200)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。(便所1FL=GL+100)

3. 養生

- ①既存部分の養生範囲は手洗及び便所床とする。(養生方法：シート養生、研り周辺はベニヤシート養生)
- ②既存部分の家具等の養生範囲は既存トイレとする。(養生方法：シート養生)
- ③仮間仕切りは設けなが、各便所入口に作業中の旨を表示すること。

2. 内装改修工事

1. 一般事項

- ①工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。
- ②各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

設計GLの設定は、BM(一般1FL)を±0とし、NGLはBM-(200)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。(便所1FL=GL+100)

2. セメントモルタルによるタイル貼り

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物	色	再生材の 適用	耐凍害性		耐滑り性	備考	
		I類	II類	III類	施ゆう	無ゆう				有	無			標準
便所床	磁器磁タイル 50角	○				○		○	○		無	○	有	

- ①壁タイル張り工法( )
- ②標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
- ③タイルの製造所：原則、評価名簿による。評価名簿によらない場合は監督員の承諾を得ること。
- ④見本焼きを(行う・●行わない)。
- ⑤試験張りを(行う・●行わない)。
- ⑥既製調合モルタルの製造所：評価名簿による。
- ⑦保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。

3. 有機系接着剤によるタイル貼り

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物	色	再生材の 適用	耐凍害性		耐滑り性	備考	
		I類	II類	III類	施ゆう	無ゆう				有	無			標準
便所床	陶器質タイル 100角			○	○			○	○		無	○		

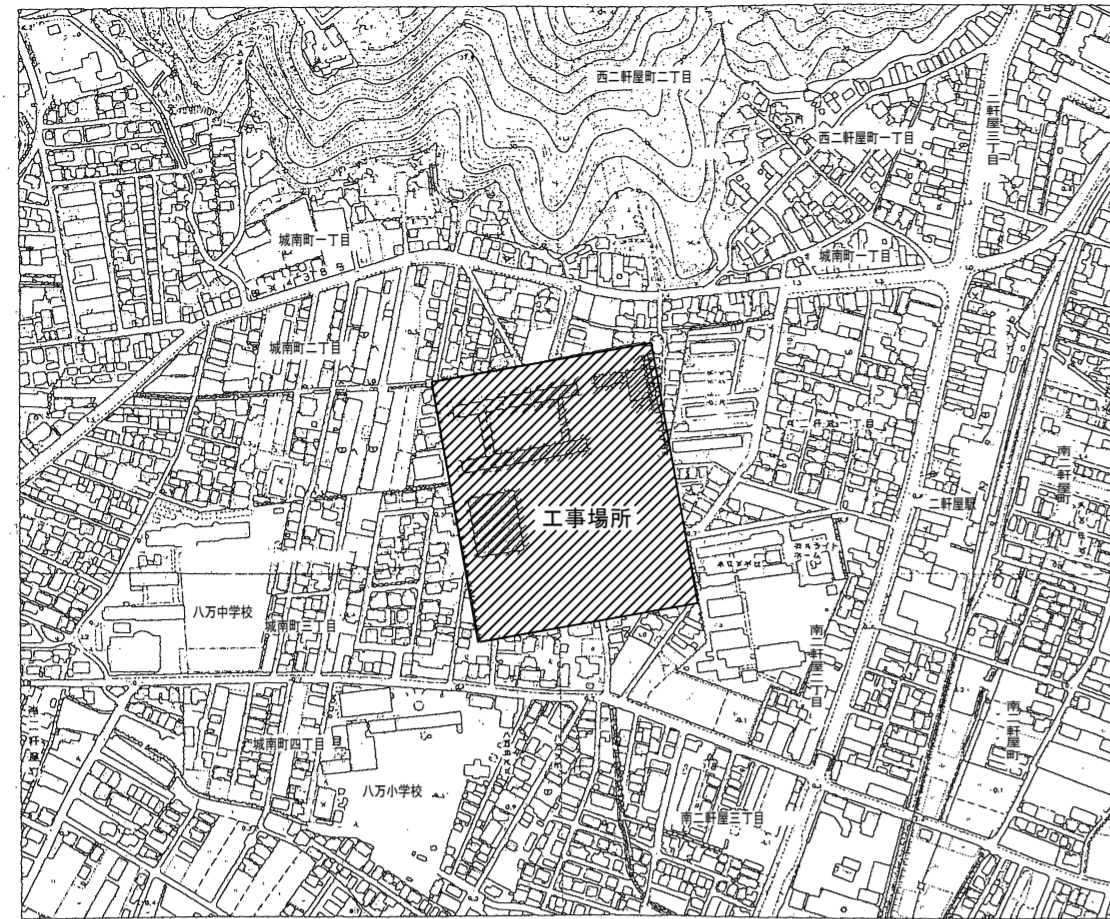
- ①標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
- ②タイルの製造所：原則、評価名簿による。評価名簿によらない場合は監督員の承諾を得ること。
- ③見本焼きを(行う・●行わない)。
- ④試験張りを(行う・●行わない)。
- ⑤目地詰めを(行う・●行わない)。
- ⑥有機質接着剤 ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
- ⑦引張接着試験を(行う・●行わない)

3. ユニット及びその他の工事

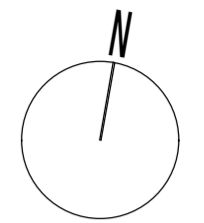
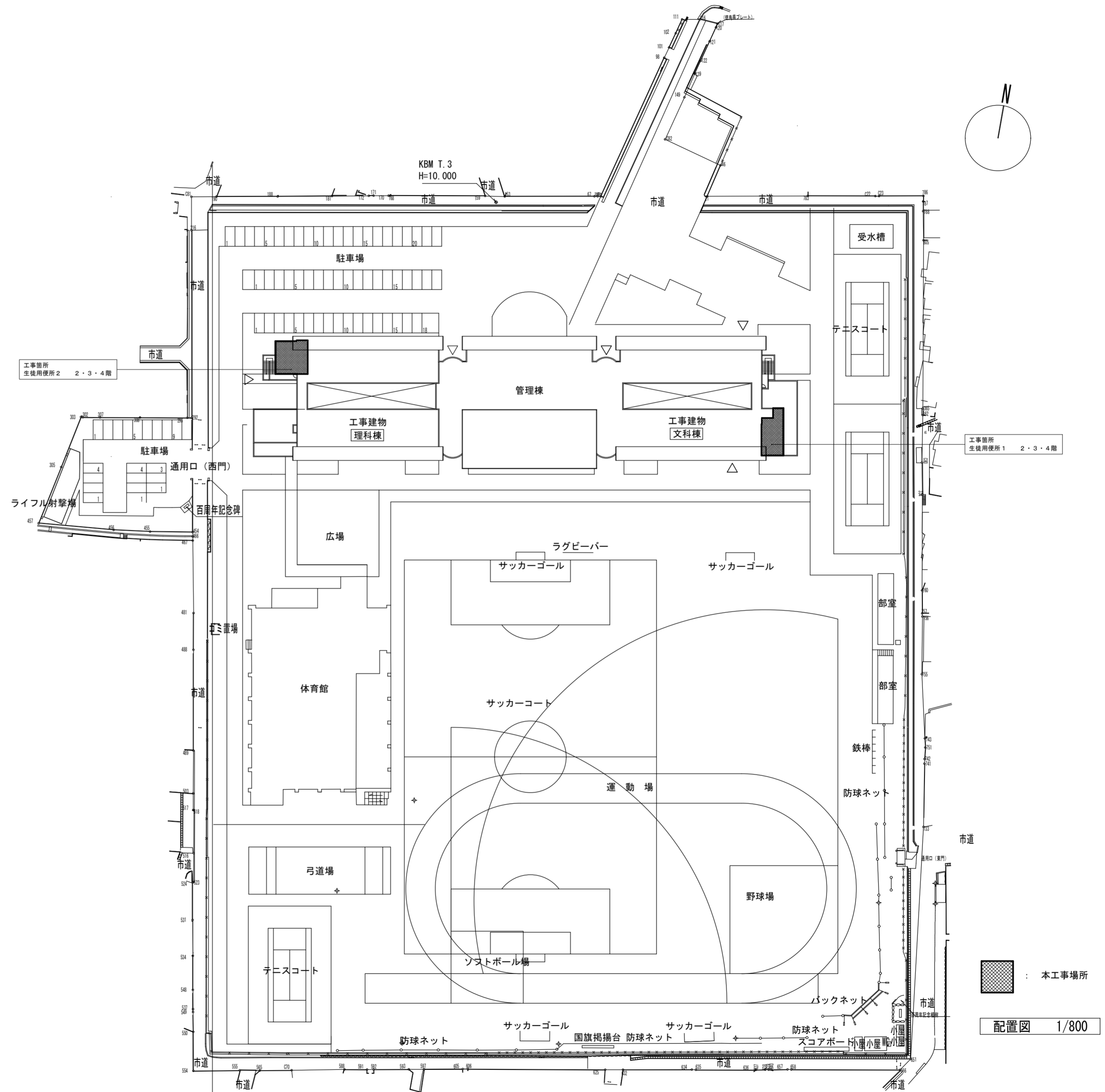
1. トイレブース

①	表面材の種類	脚部		ドアエッジ	
		形状	材質	形状	材質
	メラミン系フェノール樹脂板	巾木タイプ		召し合わせ(戸当り)	フェノール樹脂一体成型

- ②製造所：評価名簿による。
- ③改修部分扉の内開きを外開きに改修、及び取合い補修するものとする。
- ④トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。



附近見取図



配置図 1/800

概略工程表(参考)				
工程	1	2	3	4
準備期間・現地調査	準備期間			
解体工事				
仕上補修工事				
トイレ改修工事				
機器据付・配管工事				
清掃・片付け・検査				
完成検査等				
備考	※1工区は約10日程度 ※2工区は約10日程度 ※3工区は約10日程度 ※4工区は約10日程度			
	1工区		2工区	
	4階文化棟女子	3階文化棟女子	2階文化棟女子	1階文化棟女子
	4階理科棟女子	3階理科棟女子	2階理科棟女子	1階理科棟女子

徳島県土整備部管轄課

●工事名  
R6 当館 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事

●図面名  
附近見取図 配置図 概略工程表(参考)

●図面番号  
P-01

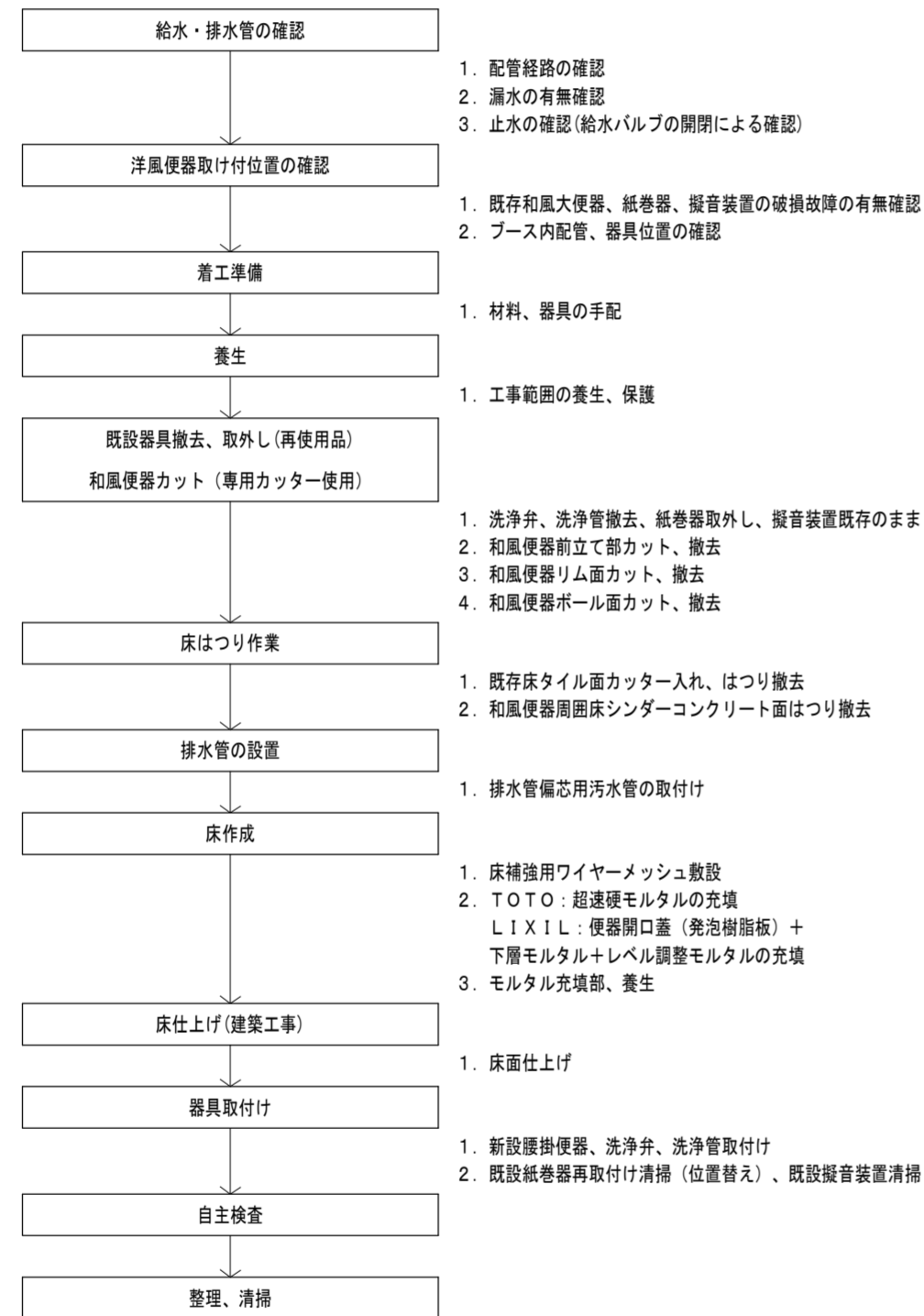
●縮尺  
1/800

株式会社 平島弘之+ TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第15242号 廣山七志

和風便器改修工法（標準工法、参考工程）

和洋リモデル工法（TOTO）と並びに和洋改修工法（LIXIL）の標準工法、参考工程を示す。



- 1. 配管経路の確認
- 2. 漏水の有無確認
- 3. 止水の確認(給水バルブの開閉による確認)
- 1. 既存和風便器、紙巻器、擬音装置の破損故障の有無確認
- 2. プース内配管、器具位置の確認
- 1. 材料、器具の手配
- 1. 工事範囲の養生、保護
- 1. 洗浄弁、洗浄管撤去、紙巻器取外し、擬音装置既存のまま
- 2. 和風便器前立て部カット、撤去
- 3. 和風便器リムカット、撤去
- 4. 和風便器ボール面カット、撤去
- 1. 既存床タイル面カッター入れ、はつり撤去
- 2. 和風便器周囲床シンダーコンクリート面はつり撤去
- 1. 排水管備芯用汚水管の取付け
- 1. 床補強用ワイヤーメッシュ敷設
- 2. TOTO：超速硬モルタルの充填
- LIXIL：便器開口蓋(発泡樹脂板) + 下層モルタル+レベル調整モルタルの充填
- 3. モルタル充填部、養生
- 1. 床面仕上げ
- 1. 新設腰掛便器、洗浄弁、洗浄管取付け
- 2. 既設紙巻器再取付け清掃(位置替え)、既設擬音装置清掃

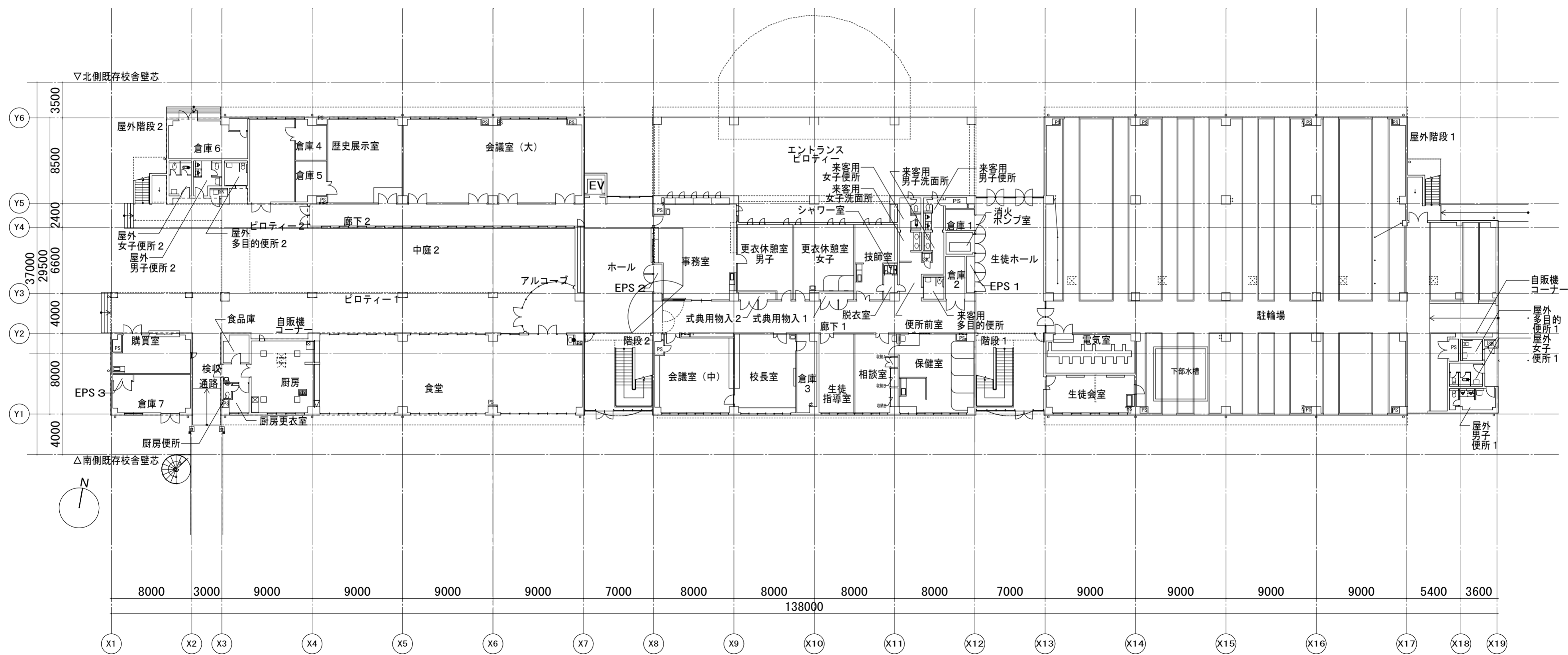
衛生器具(改修前)

器具名称	規格寸法・付属品	生徒用女子便所1				生徒用女子便所2			
		1F	2F	3F	4F	1F	2F	3F	4F
和風大便器	和風大便器C755FU残置、前立て・リム面・ボール面カット、壁付洗浄弁TV750BRR撤去		1	1	1		2	2	2
紙巻器	棚付2連紙巻器YH60M取外し		1	1	1		2	2	2
擬音装置	埋込形擬音装置YES302既存のまま		1	1	1		2	2	2

衛生器具(改修後)

器具名称	規格寸法・付属品	生徒用女子便所1				生徒用女子便所2			
		1F	2F	3F	4F	1F	2F	3F	4F
腰掛便器(新設)	TOTO：掃除口付大便器CFS494MCSNS、普通便座TC301、便座当たり止めTS153S、パイプホルダーT56PH×2 床排水フランジHP4307、樹脂プラグHH04060 和洋リモデル：排水パッケージUAGFWS101R、超速硬モルタルUAGFWT301×4、排水エルボUAGFWS111S モルタル流出防止シートUAGFWT190A、クイックシールUAGSXB010V、和便特殊カット トイレ内養生、便器周辺床はつり、モルタル埋戻し、ワイヤーメッシュ LIXIL：掃除口付大便器C-P25HM、フラッシュバルブCF-T7114A、普通便座CF-39AK 便座当たり止めCF-51B、便器用スパッドCF-103BB、支持金具CF115-1×4、支持金具CF-115-2 床フランジCF-8AWP 和洋改修：トイレ内養生、和便器カット 和便器周辺はつり、モルタル埋戻し、汚水管振直し工事、和洋改修工法部材、工具損料		1	1	1		2	2	2
紙巻器(既設)	棚付2連紙巻器YH60M再取付け、清掃		1	1	1		2	2	2
擬音装置(既設)	埋込形擬音装置YES302既存のまま、動作確認、清掃		1	1	1		2	2	2





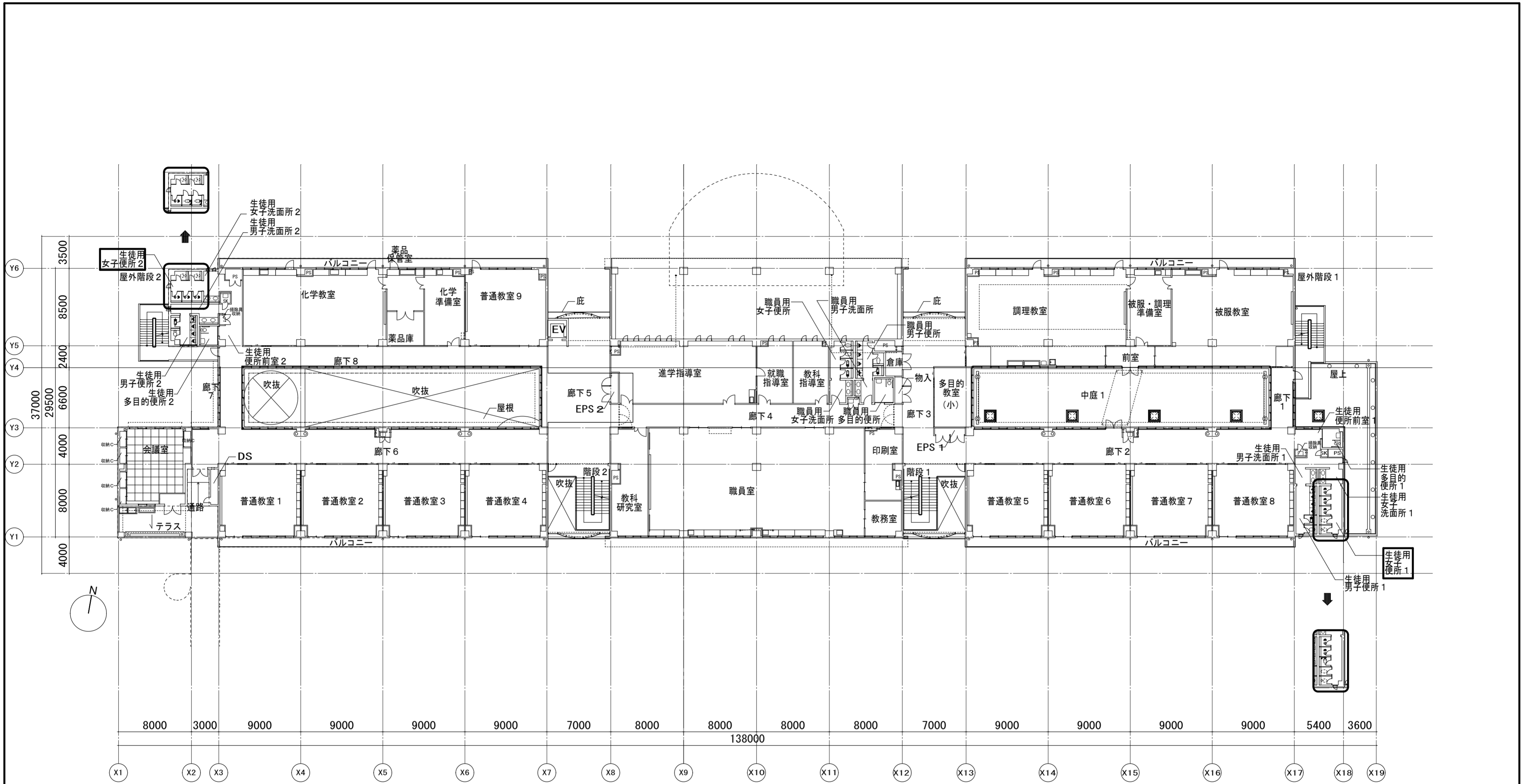
徳島県土整備部管轄課


●工事名 R6 当楼 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事  
●図面名 1階平面図


●図面番号 P-03  
●縮尺 1/300

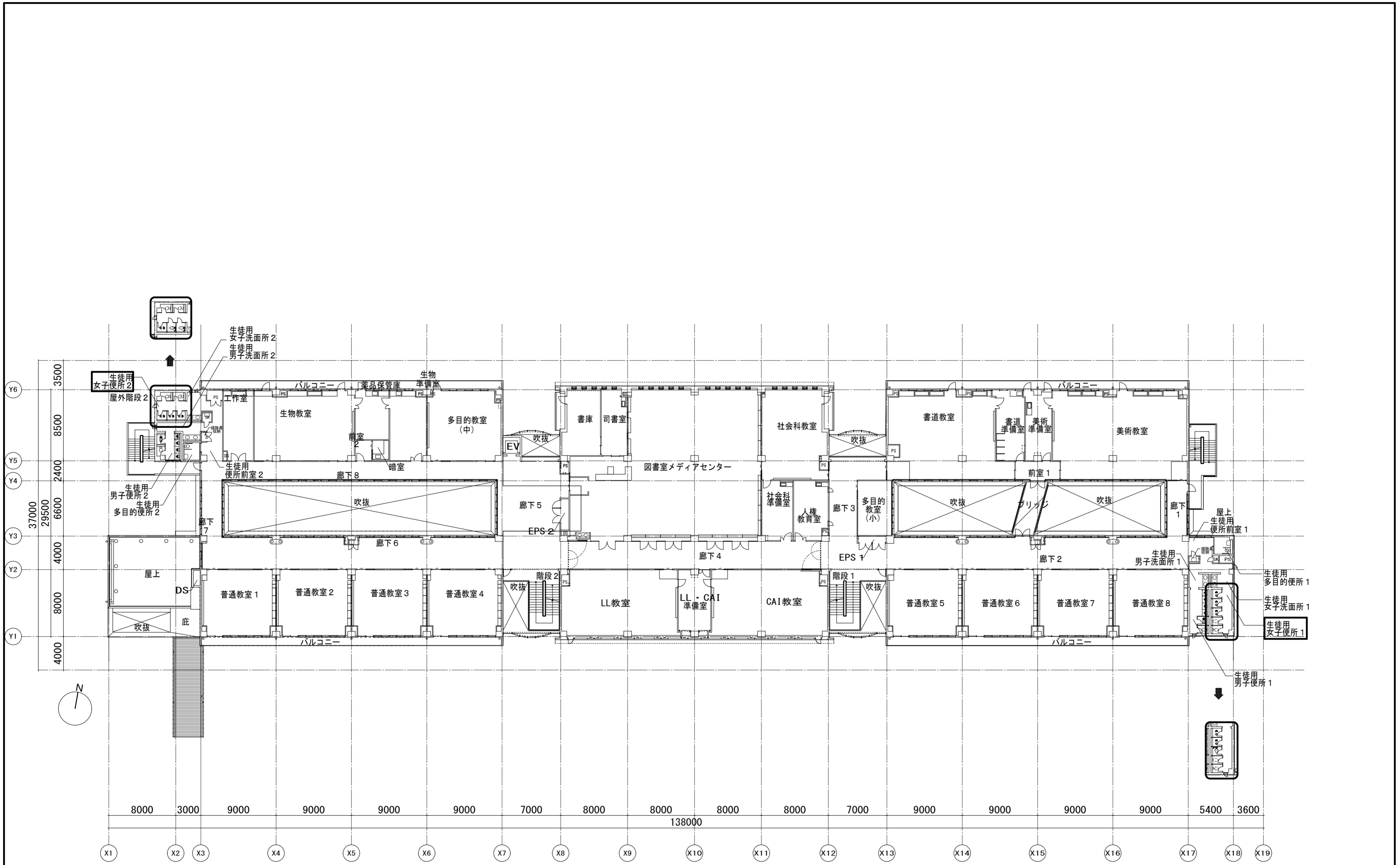
株式会社 平島弘之+TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第152422号 廣山七志



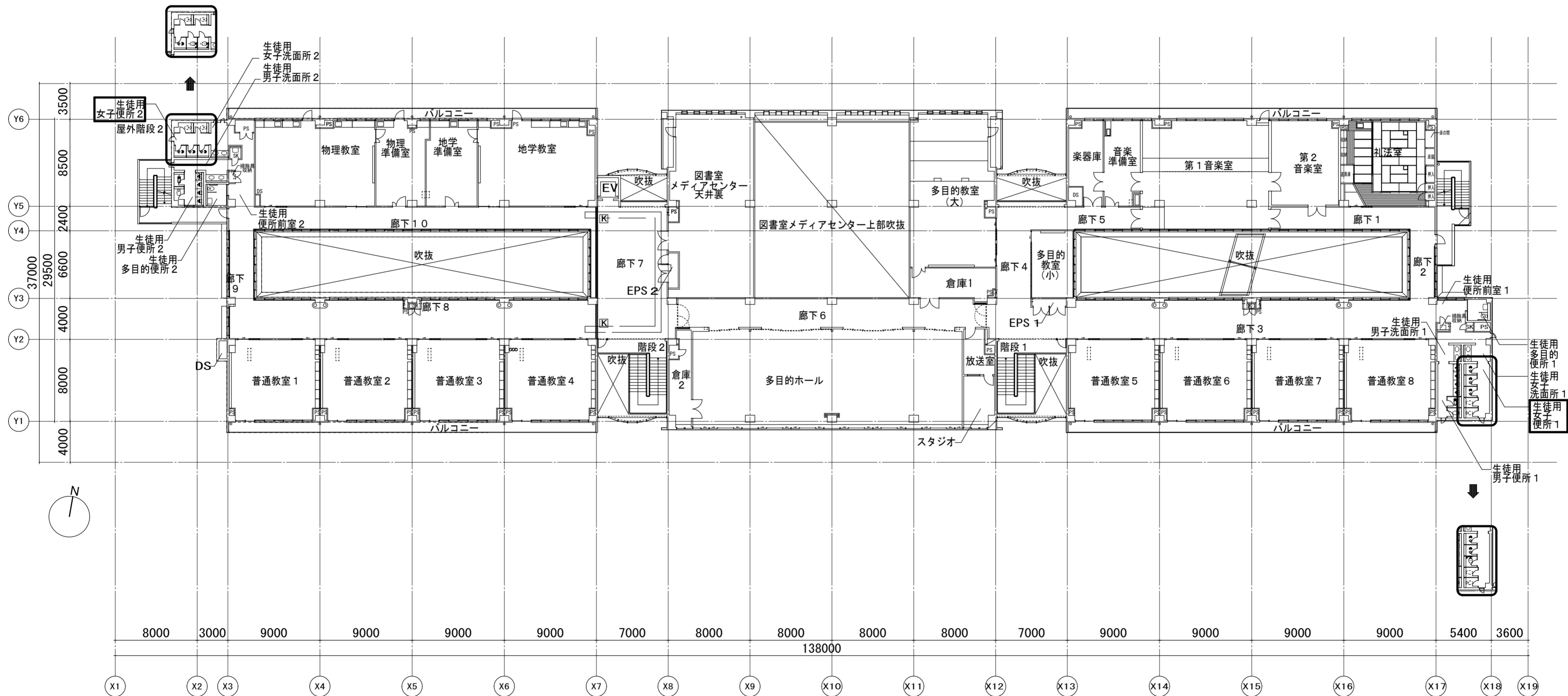
※図中  印は工事箇所を示す。


徳島県土整備部管轄課 徳島県土整備部管轄課	●工事名 R6 営繕 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事 ●図面名 2階平面図	●図面番号 P-04 ●縮尺 1/300	 株式会社 平島弘之+TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 〒760-0001 徳島県徳島市東山七丁目
--------------------------	--	-------------------------	---




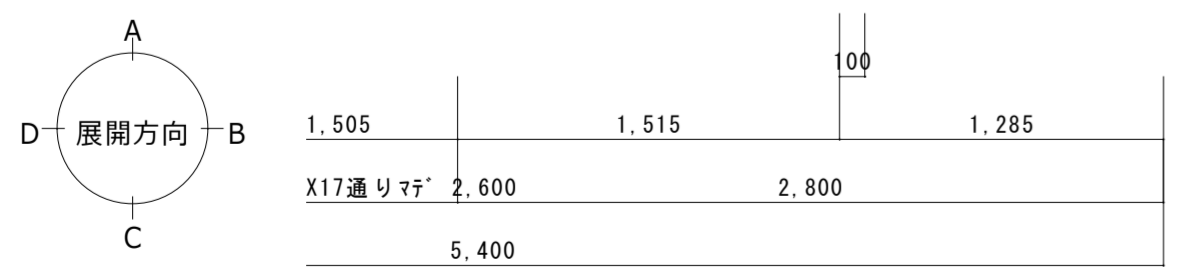
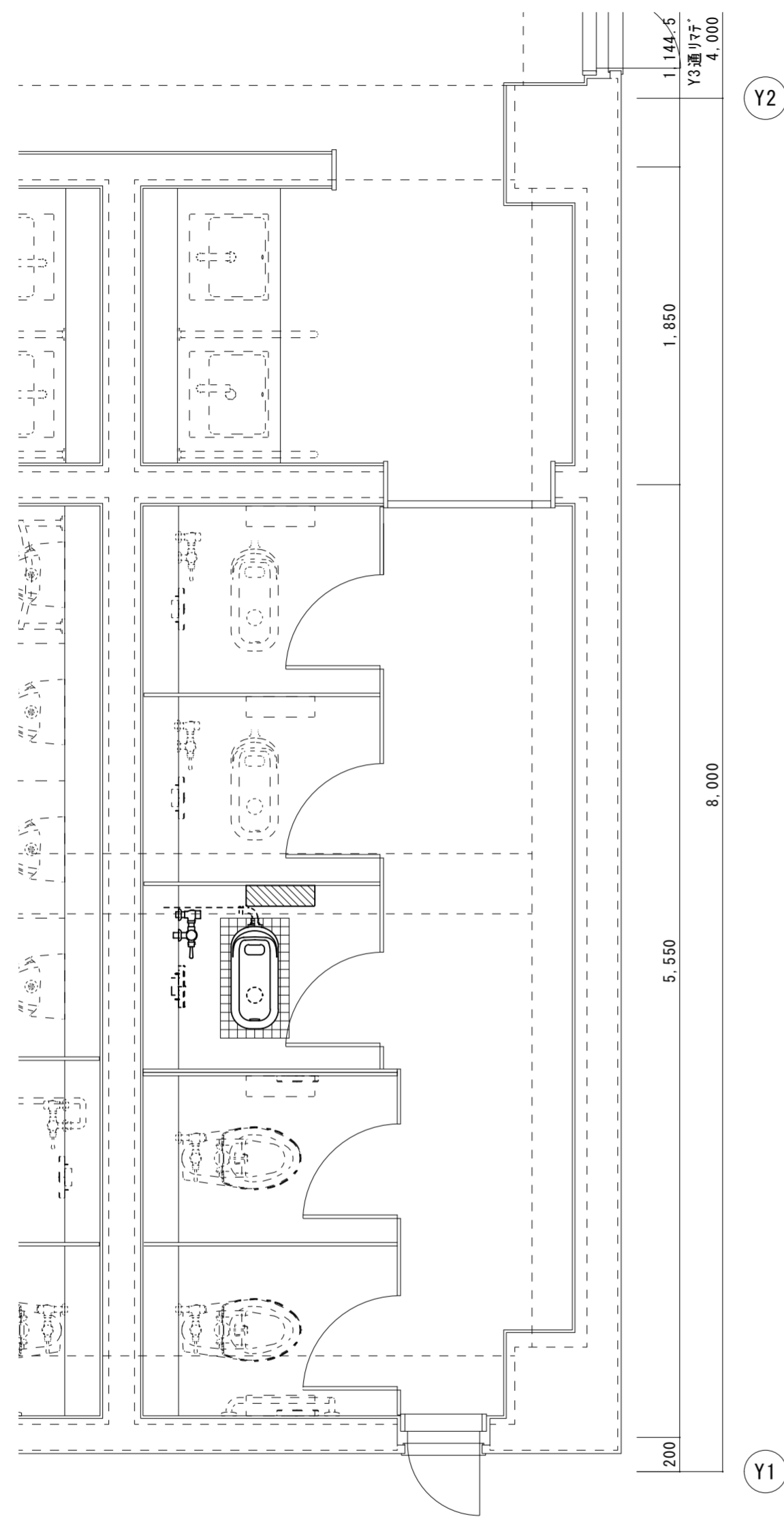
※図中   印は工事箇所を示す。

<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R6 営繕 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事</p> <p>●図面名 3階平面図</p>	<p>●図面番号 P-05</p> <p>●縮尺 1/300</p>	<p>株式会社 平島弘之+ TEAM28</p> <p>HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT &amp; TEAM28 ASSOCIATES</p> <p>一級建築士 第152422号 廣山七志</p>
-------------------	---	------------------------------------	--



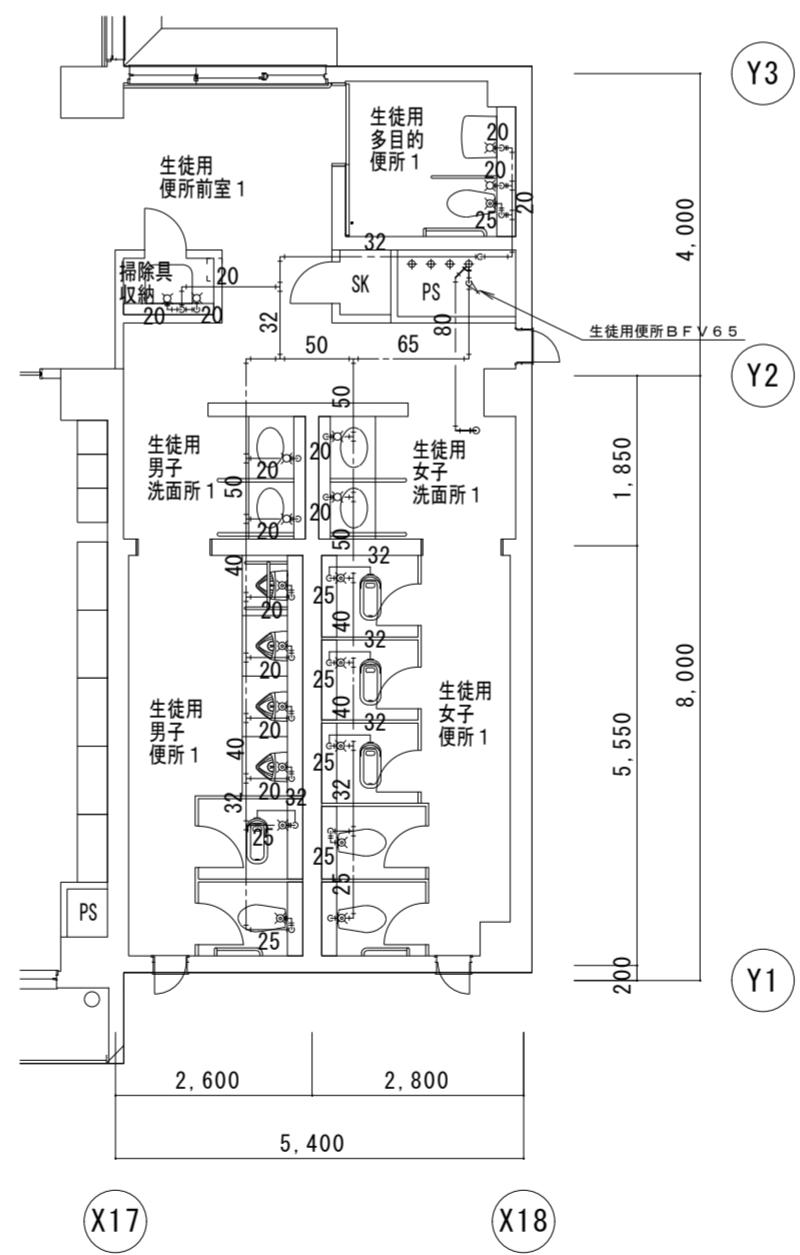
※図中  印は工事箇所を示す。

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R6 営繕 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事 ●図面名 4階平面図	●図面番号 P-06 ●縮尺 1/300	 株式会社 平島弘之+TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第152422号 廣山七志
------------	--	-------------------------	--

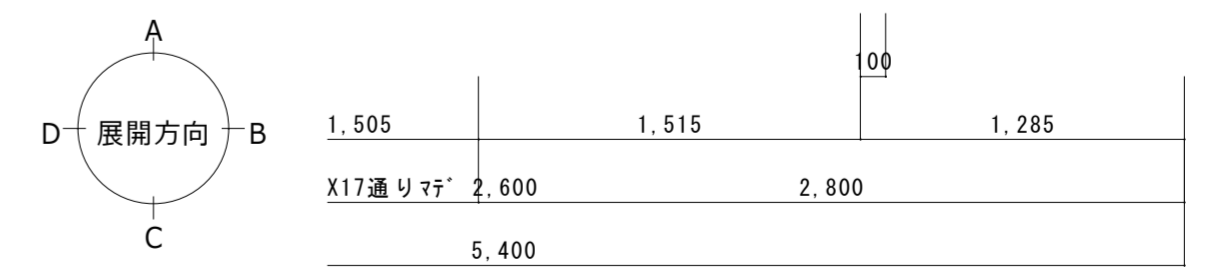
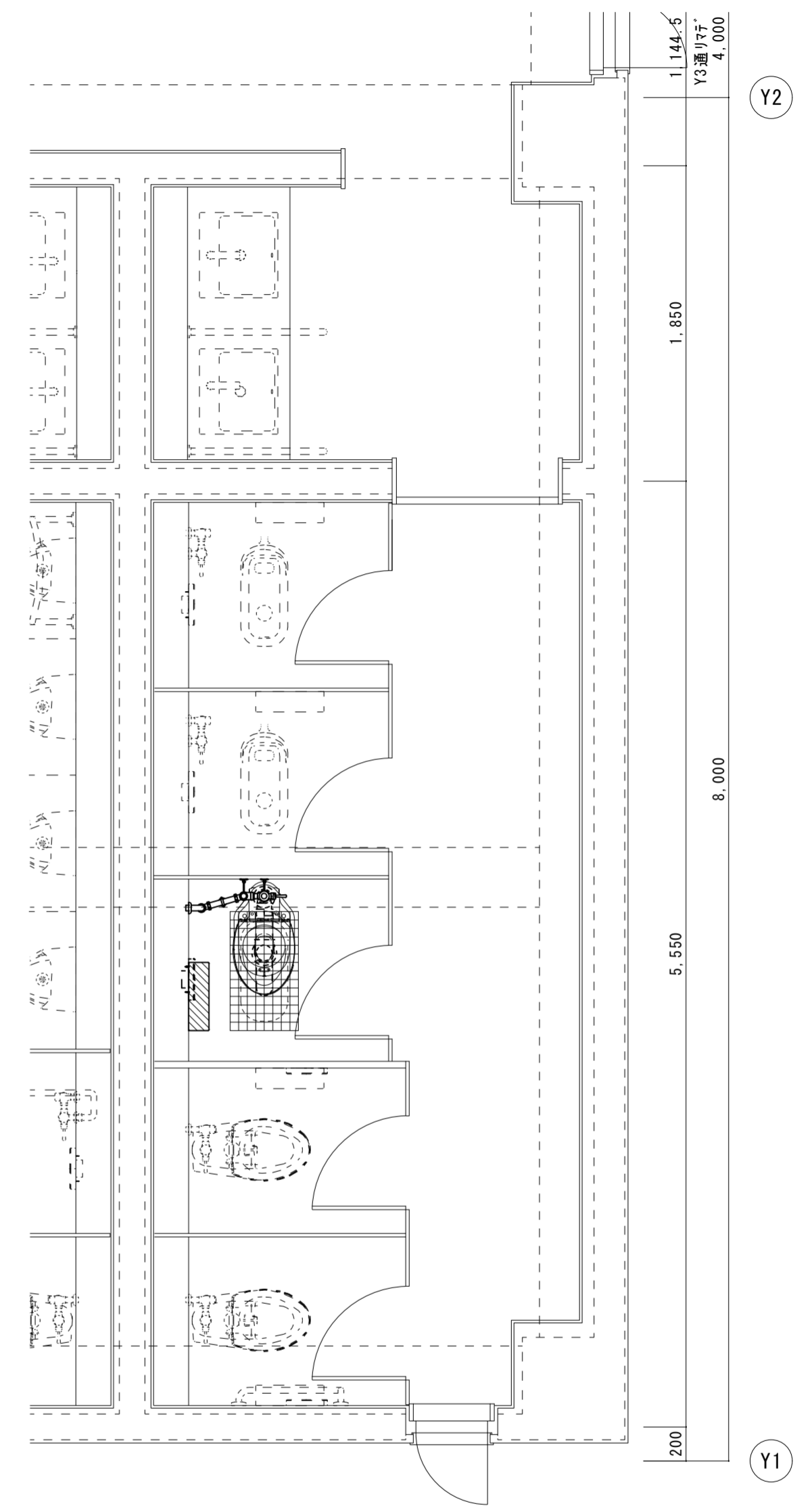
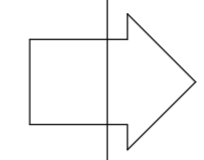


2階平面詳細図 1/30 (改修前)

X18



2階給水配管図 1/100 (改修前)



2階平面詳細図 1/30 (改修後)

X18

徳島県土整備部営繕課

●工事名  
R6 常備 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事

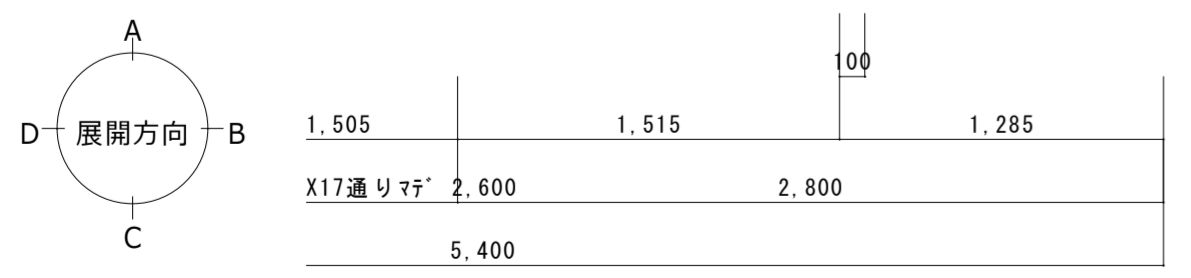
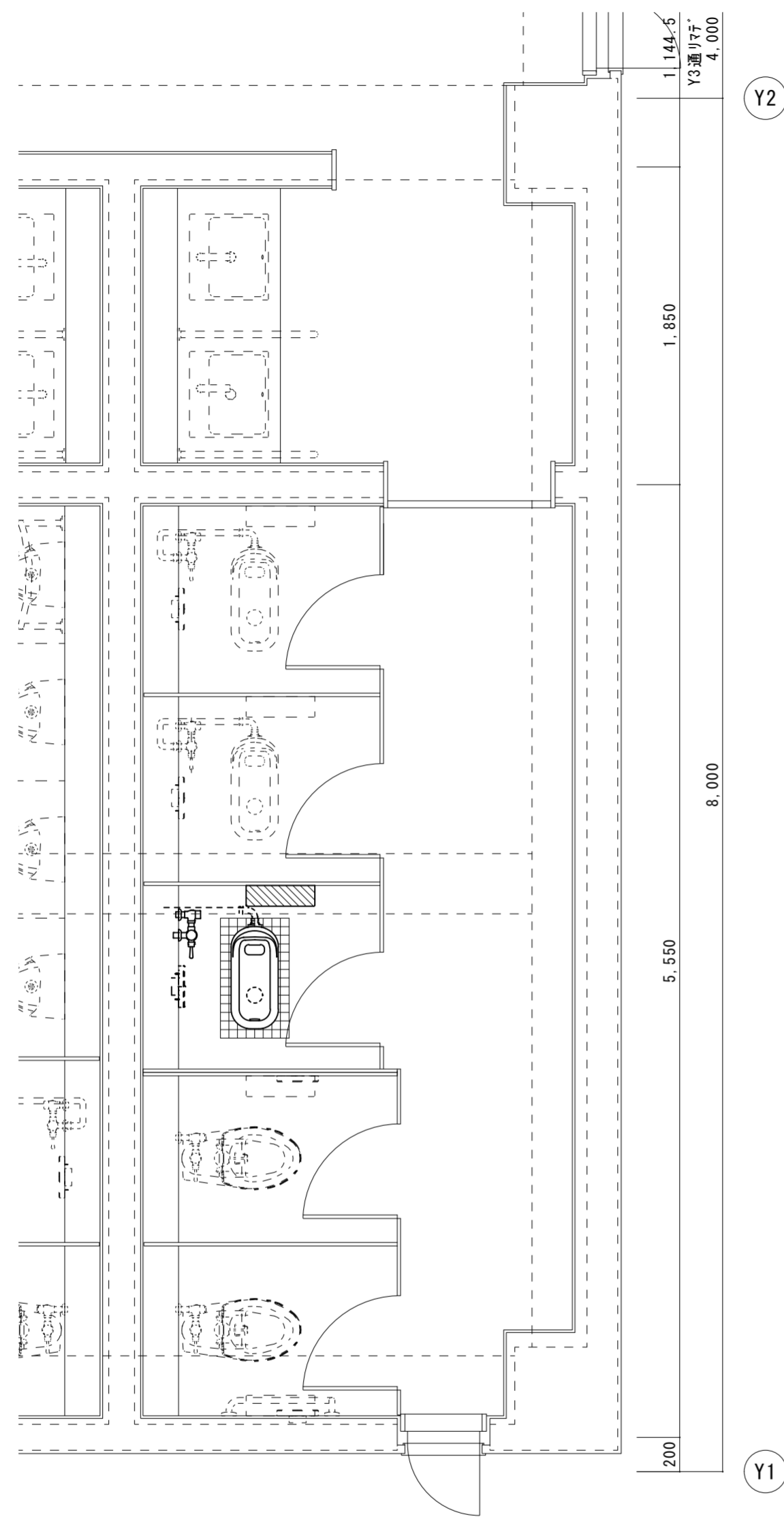
●図面名  
生徒用女子便所1 2階平面詳細図 (改修前・改修後)  
生徒用女子便所1 2階給水配管図 (改修前)

●図面番号  
P-07

●縮尺  
1/30, 1/100

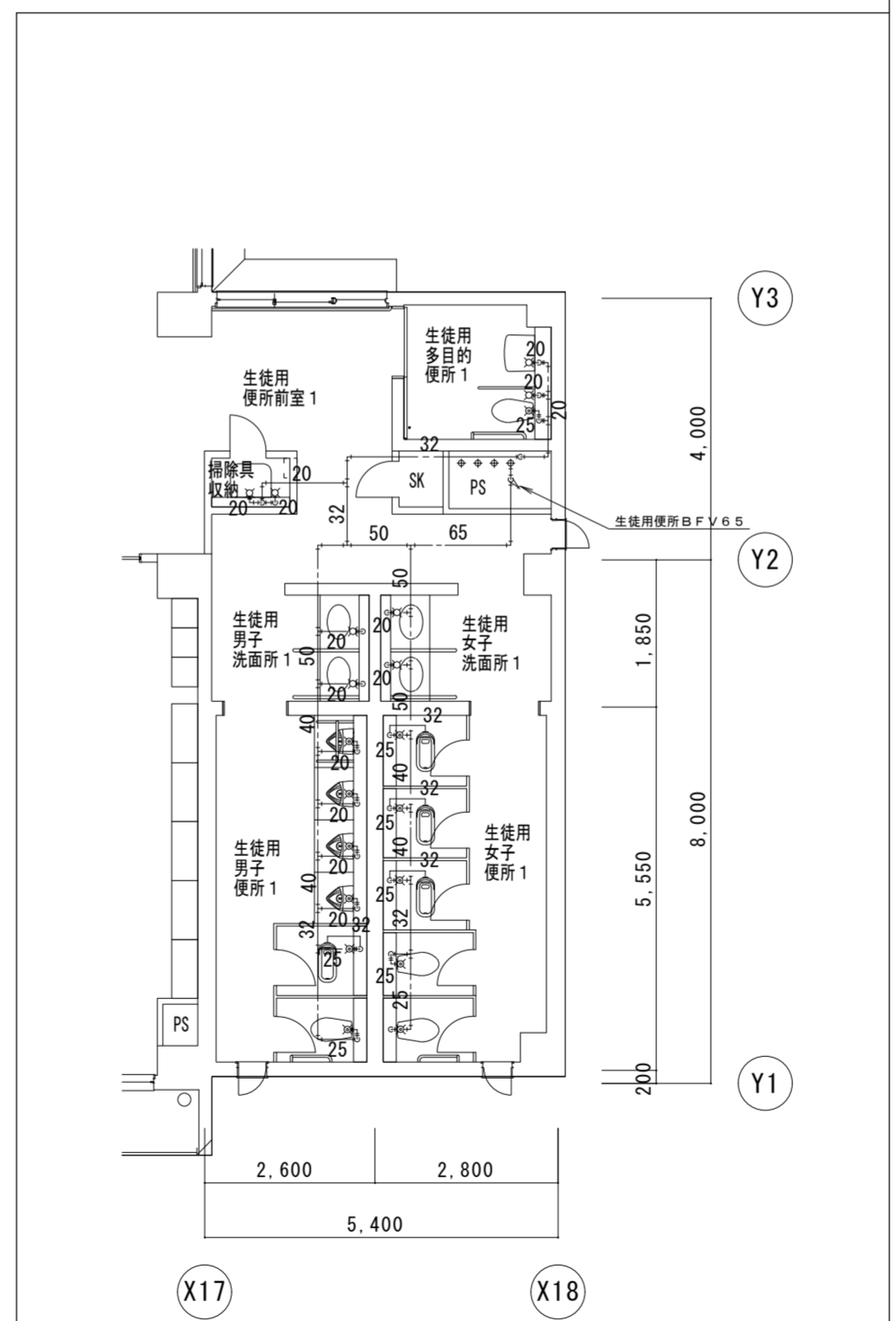
株式会社 平島弘之+ TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第15242号 嶋山仁志

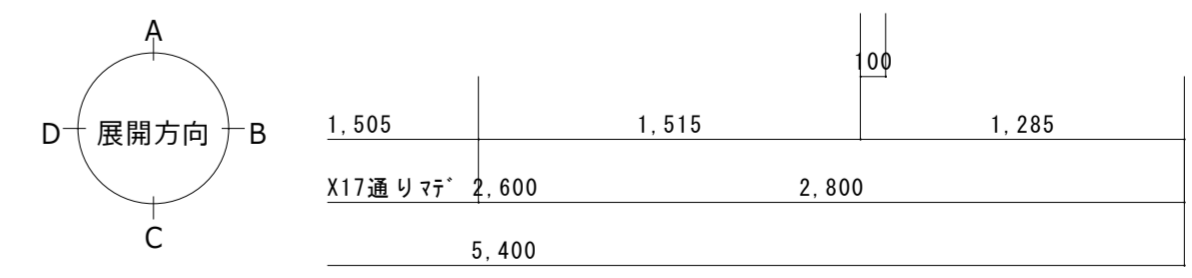
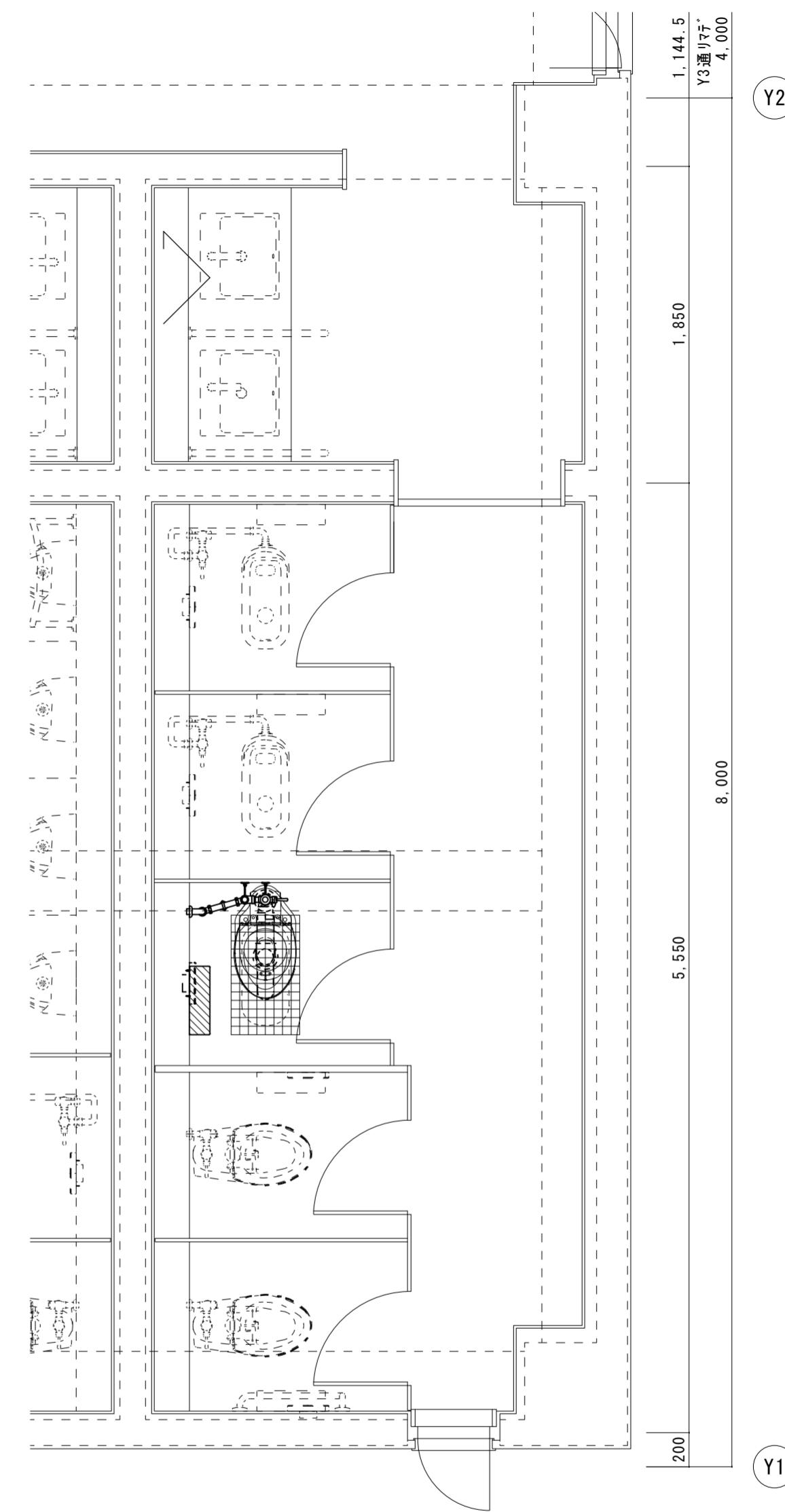
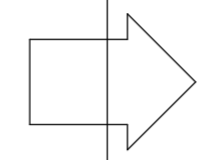


3階平面詳細図 1/30 (改修前)

X18



3階給水配管図 1/100 (改修前)



3階平面詳細図 1/30 (改修後)

X18

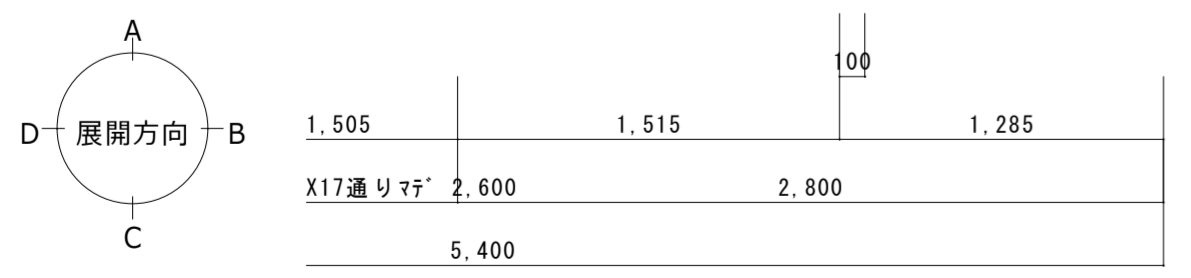
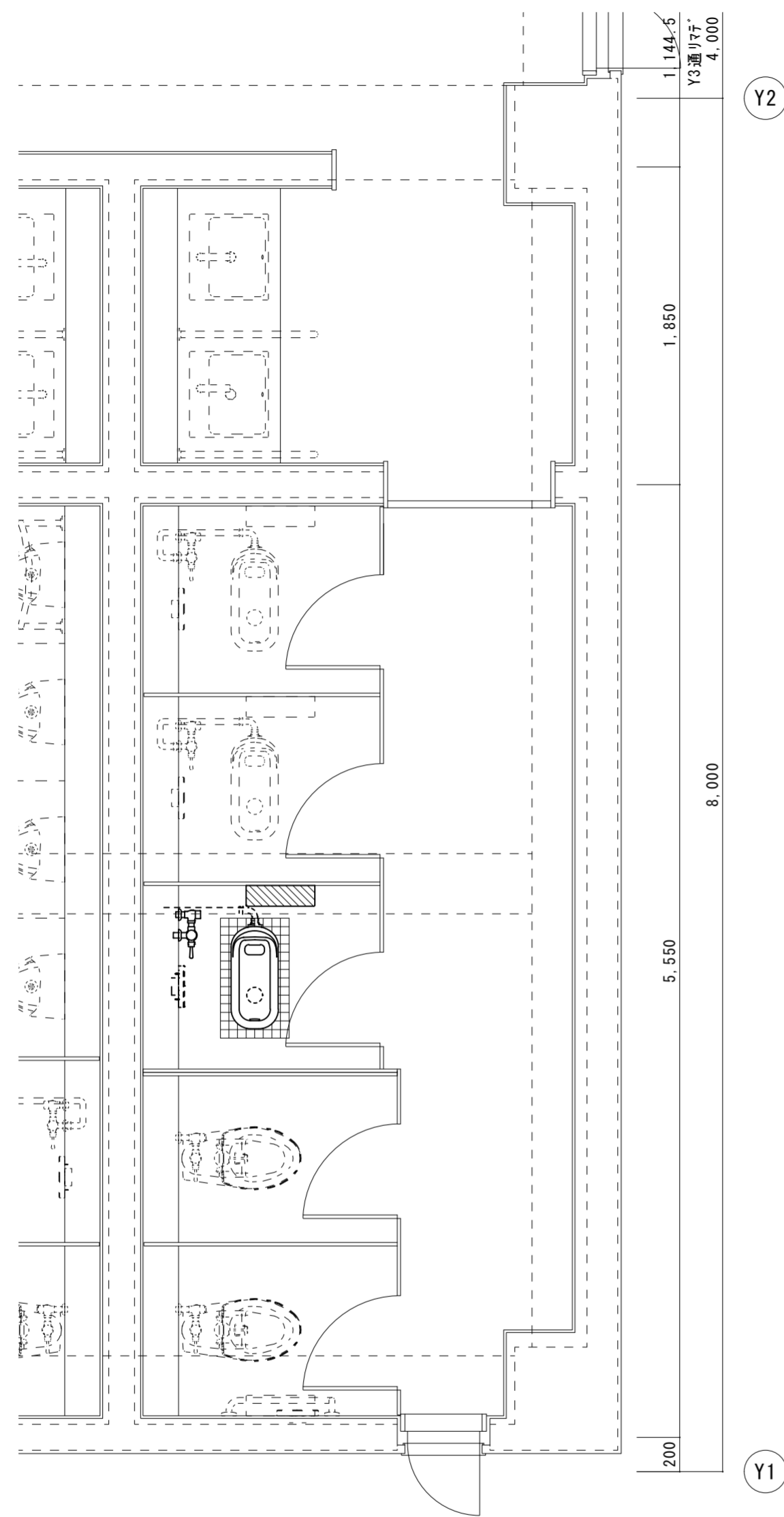
徳島県土整備部管轄課

●工事名  
R6 常備 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事  
●図面名  
生徒用女子便所1 3階平面詳細図 (改修前・改修後)  
生徒用女子便所1 3階給水配管図 (改修前)

●図面番号  
P-08  
●縮尺  
1/30, 1/100

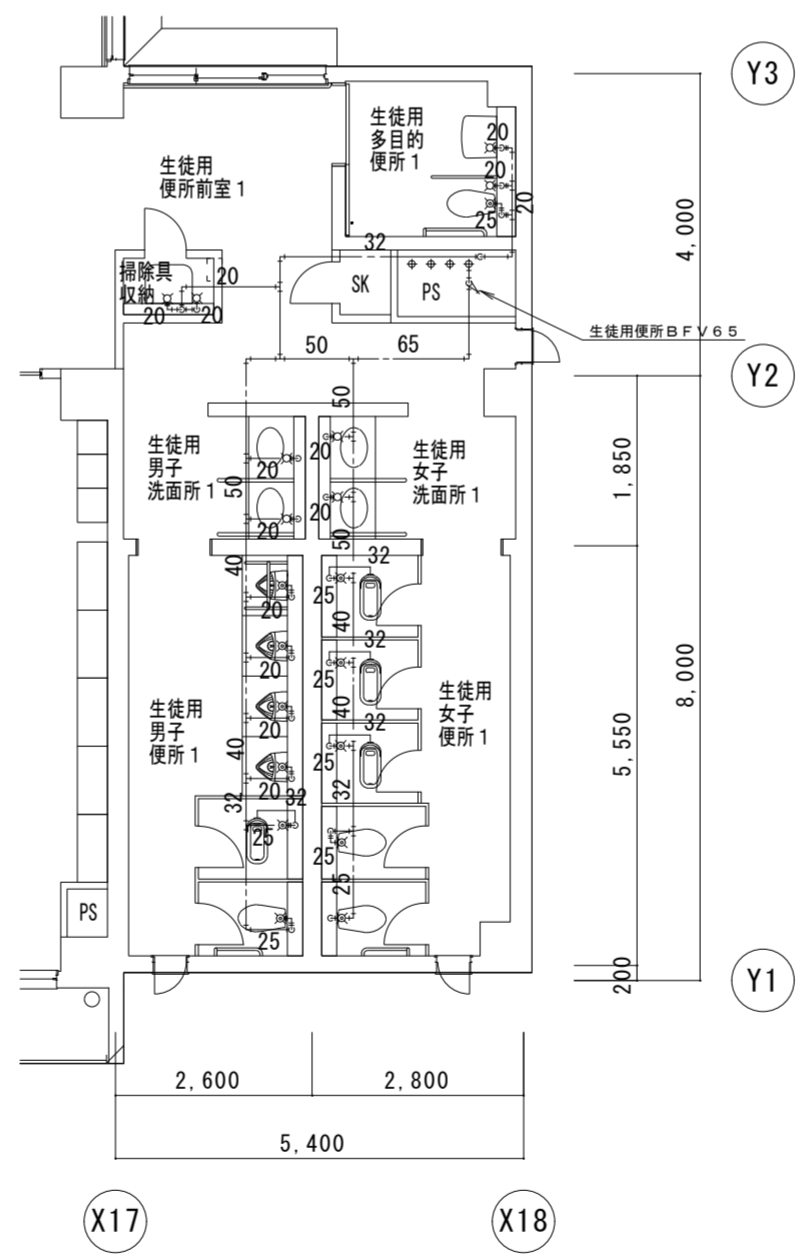
株式会社 平島弘之+ TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第15242号 岡山七志



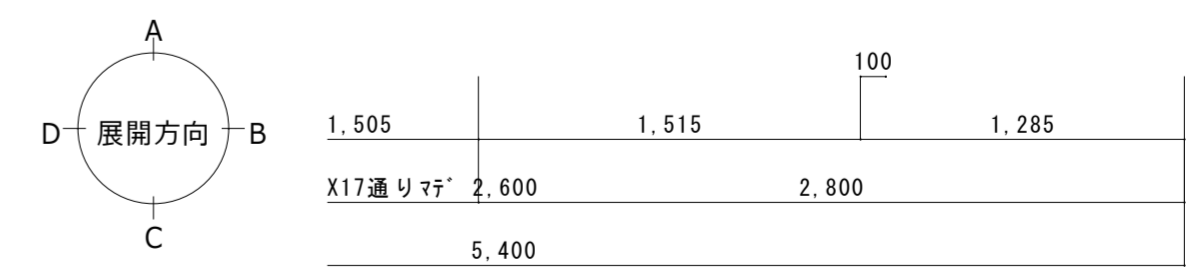
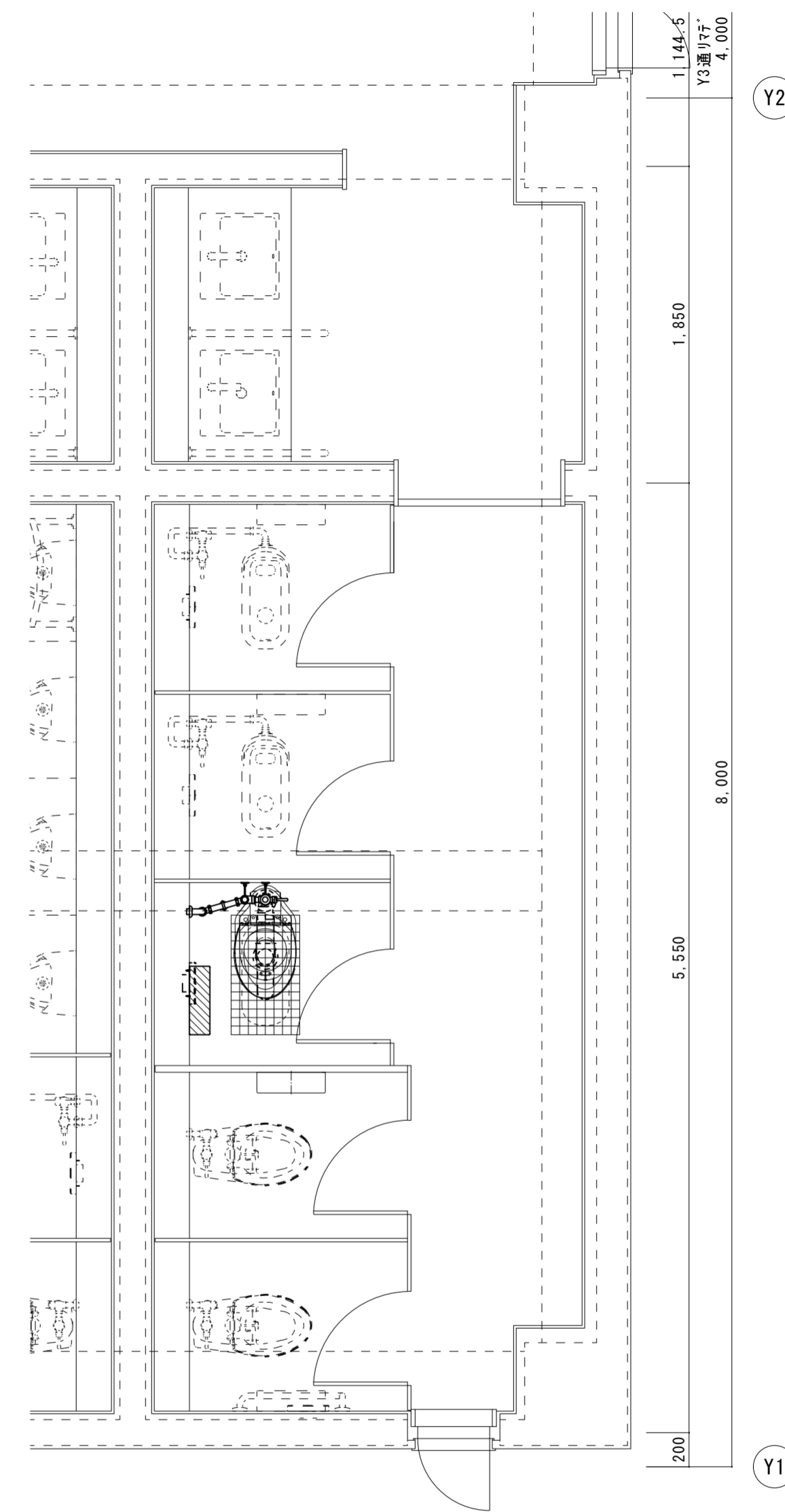
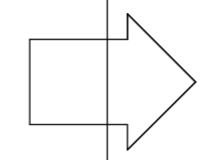
4階平面詳細図 1/30 (改修前)

X18



4階給水配管図 1/100 (改修前)

4階給水配管図 1/100 (改修前)



4階平面詳細図 1/30 (改修後)

X18

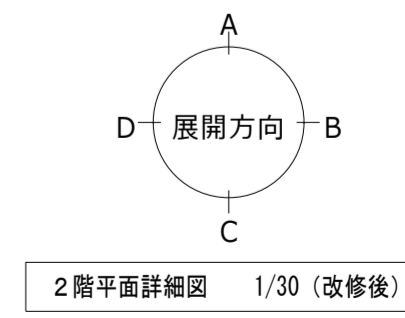
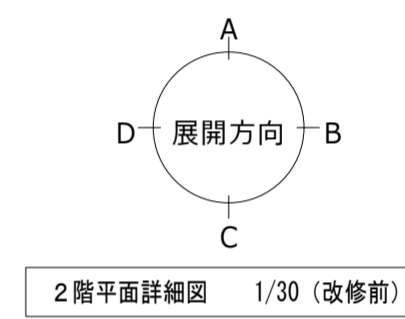
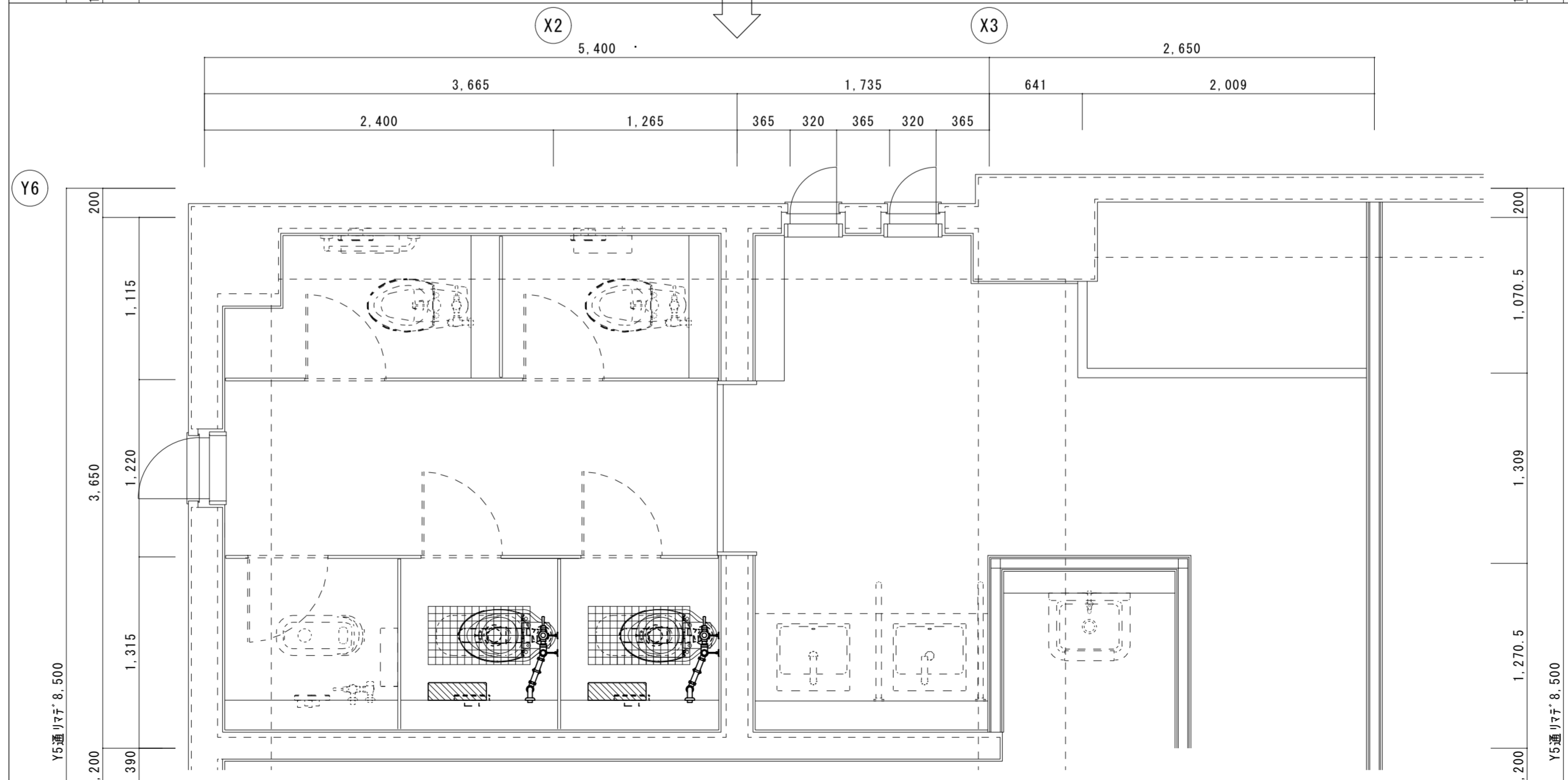
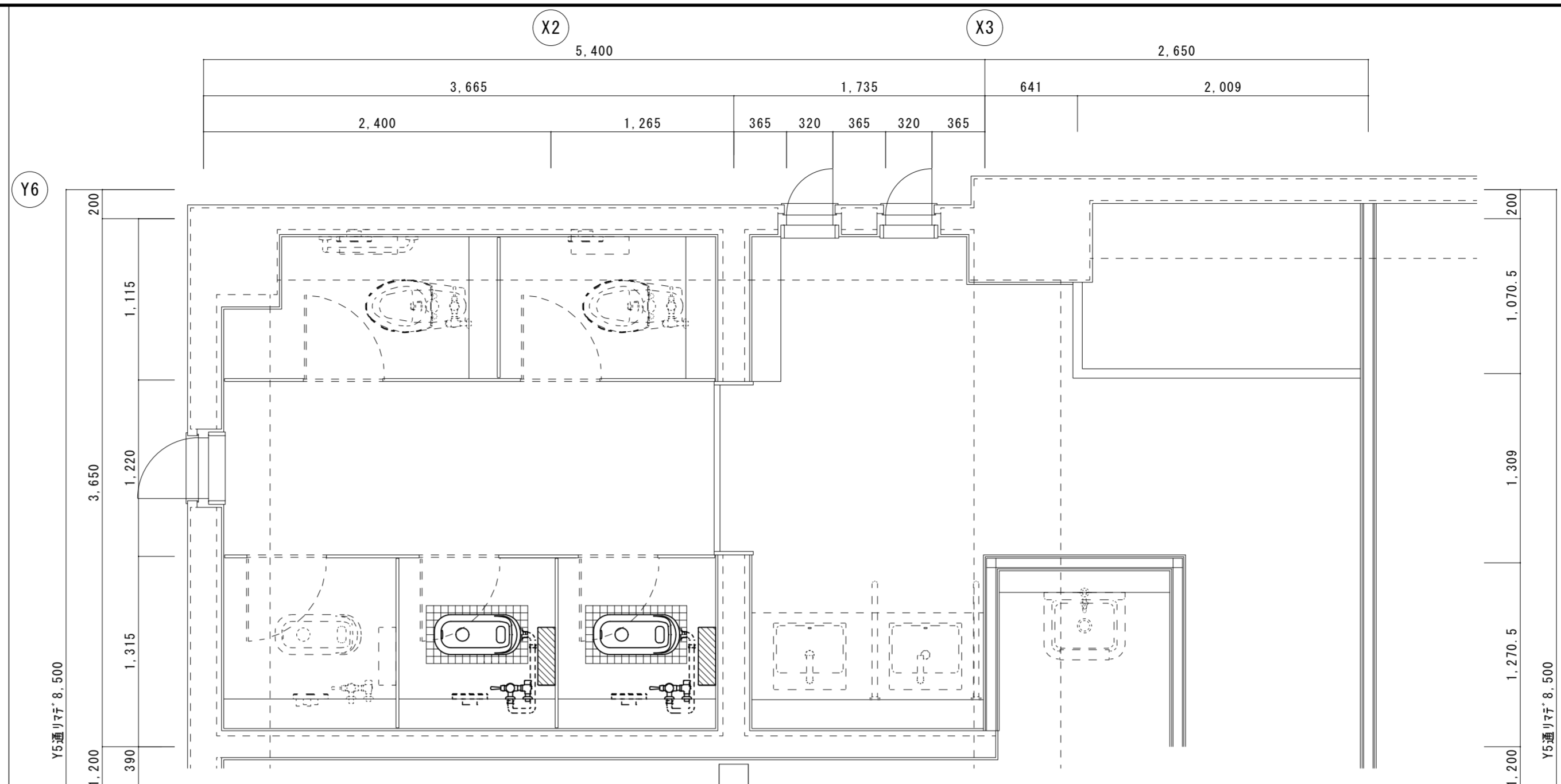
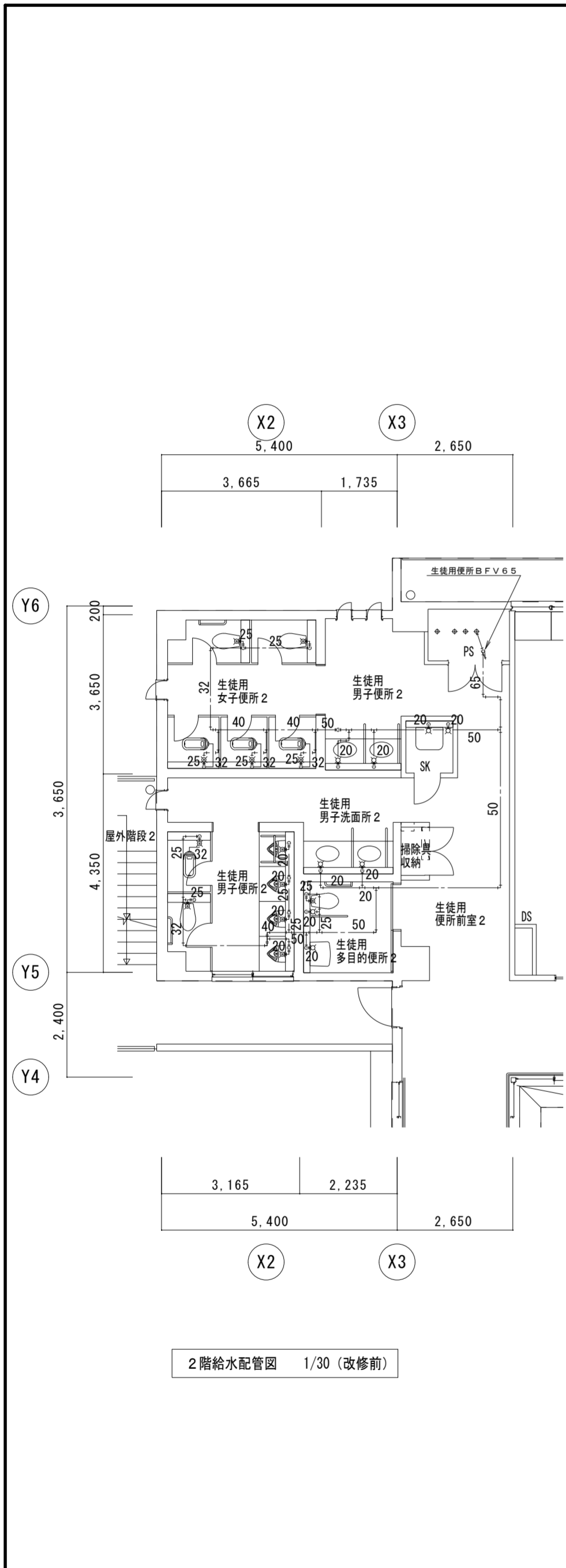
徳島県土整備部営繕課

●工事名  
R6 営繕 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事  
●図面名  
生徒用女子便所1 4階平面詳細図 (改修前・改修後)  
生徒用女子便所1 4階給水配管図 (改修前)

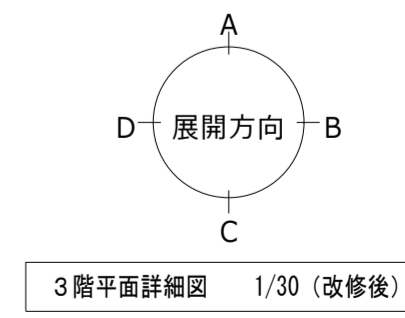
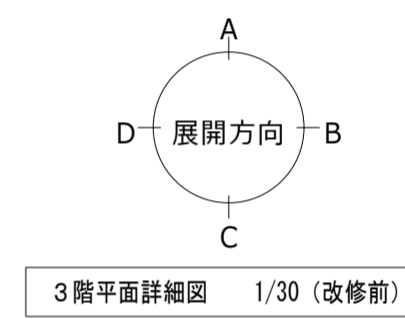
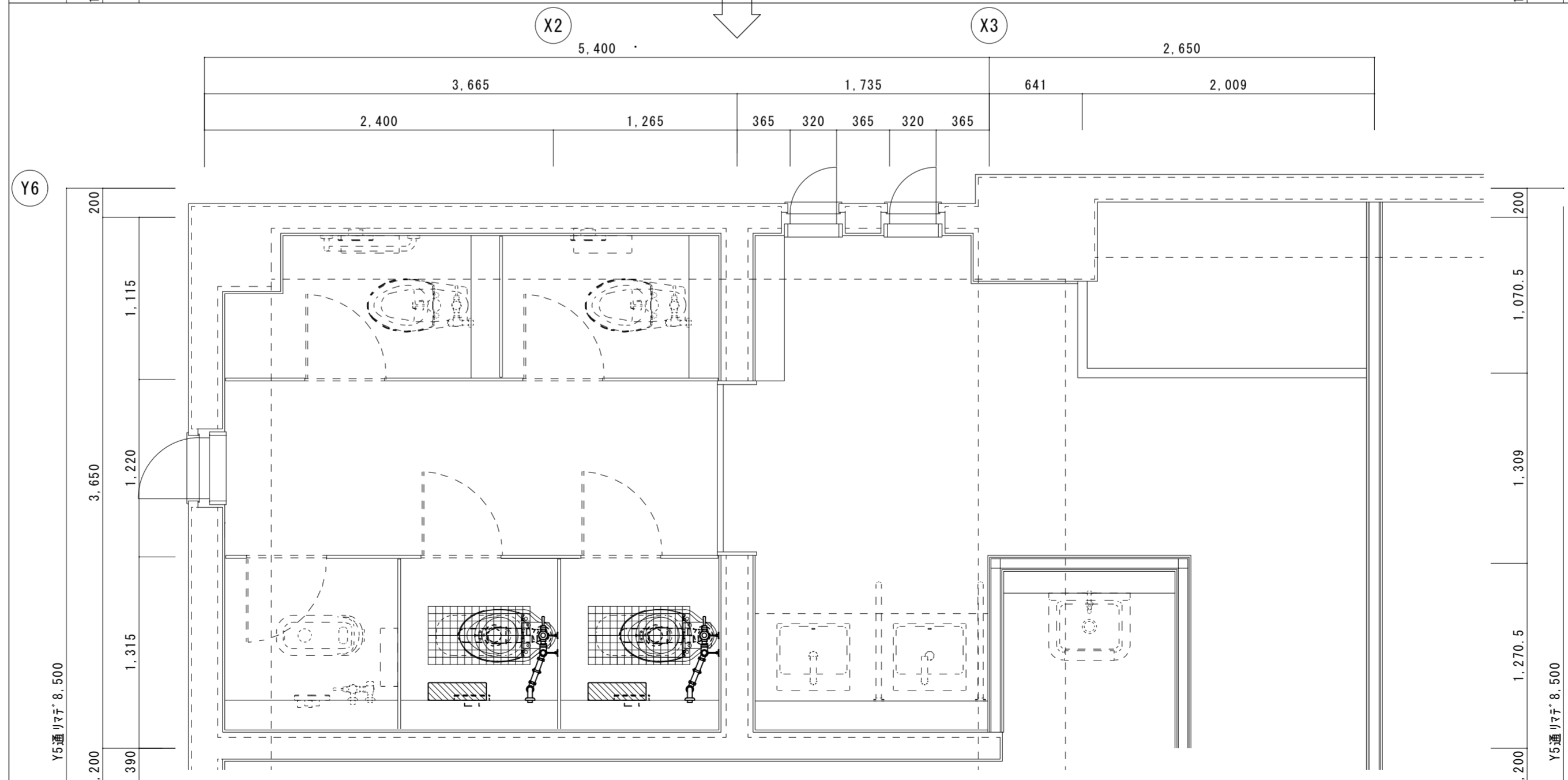
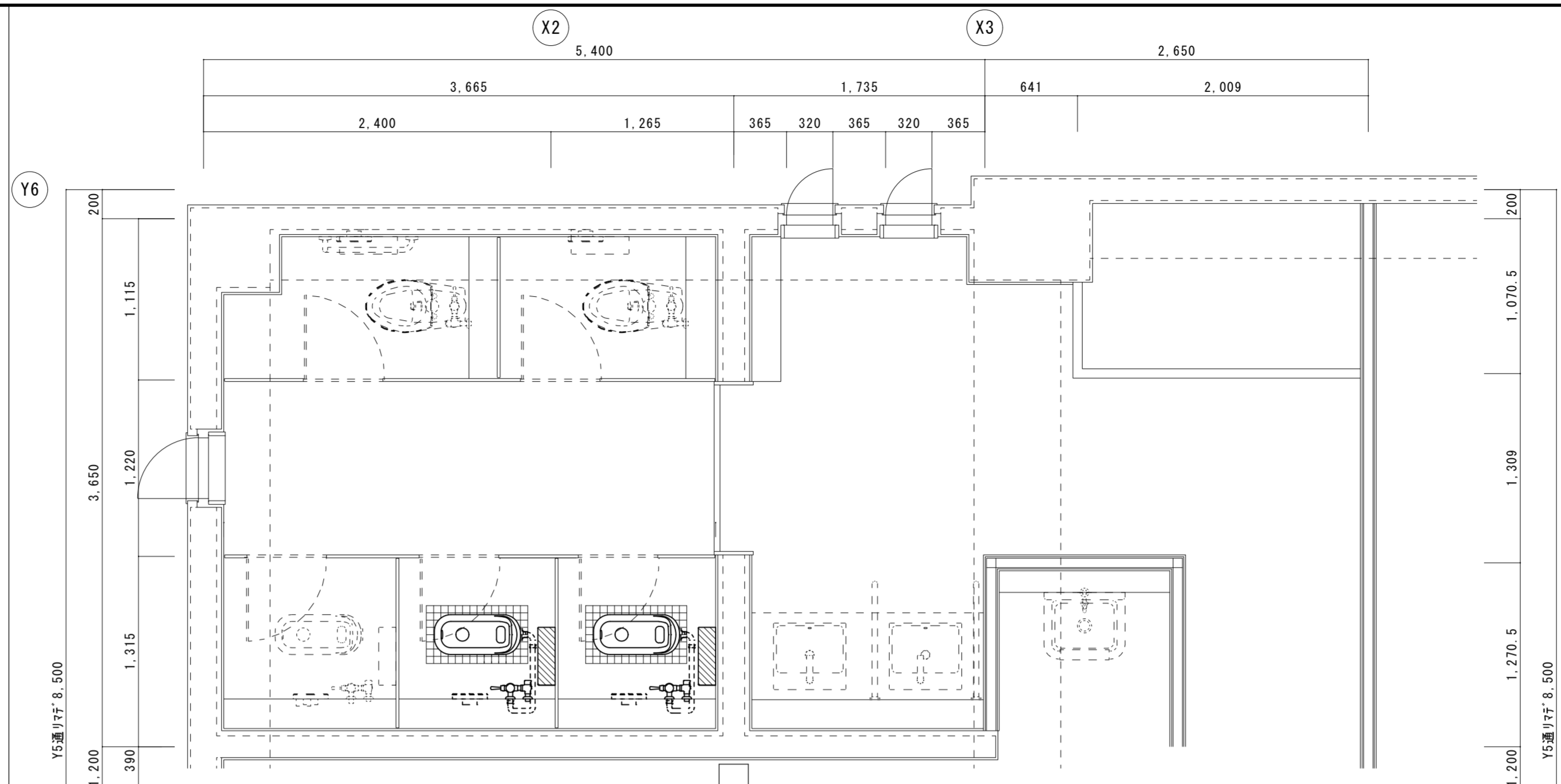
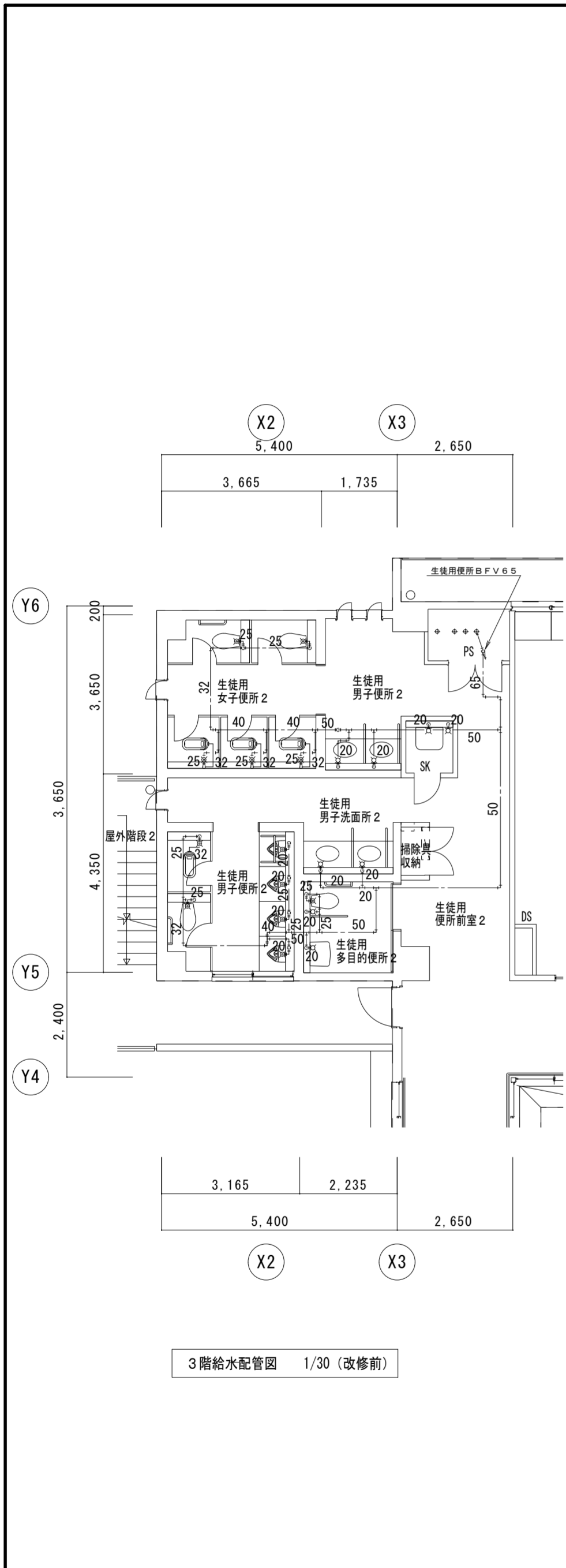
●図面番号  
P-09  
●縮尺  
1/30, 1/100

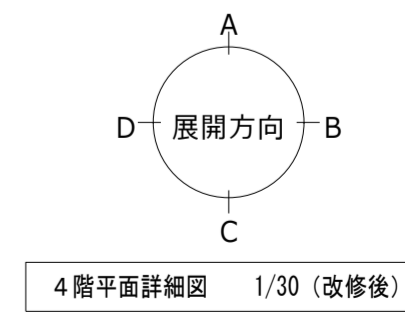
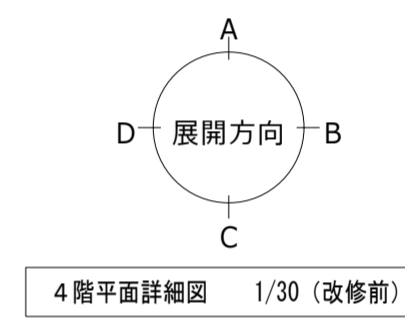
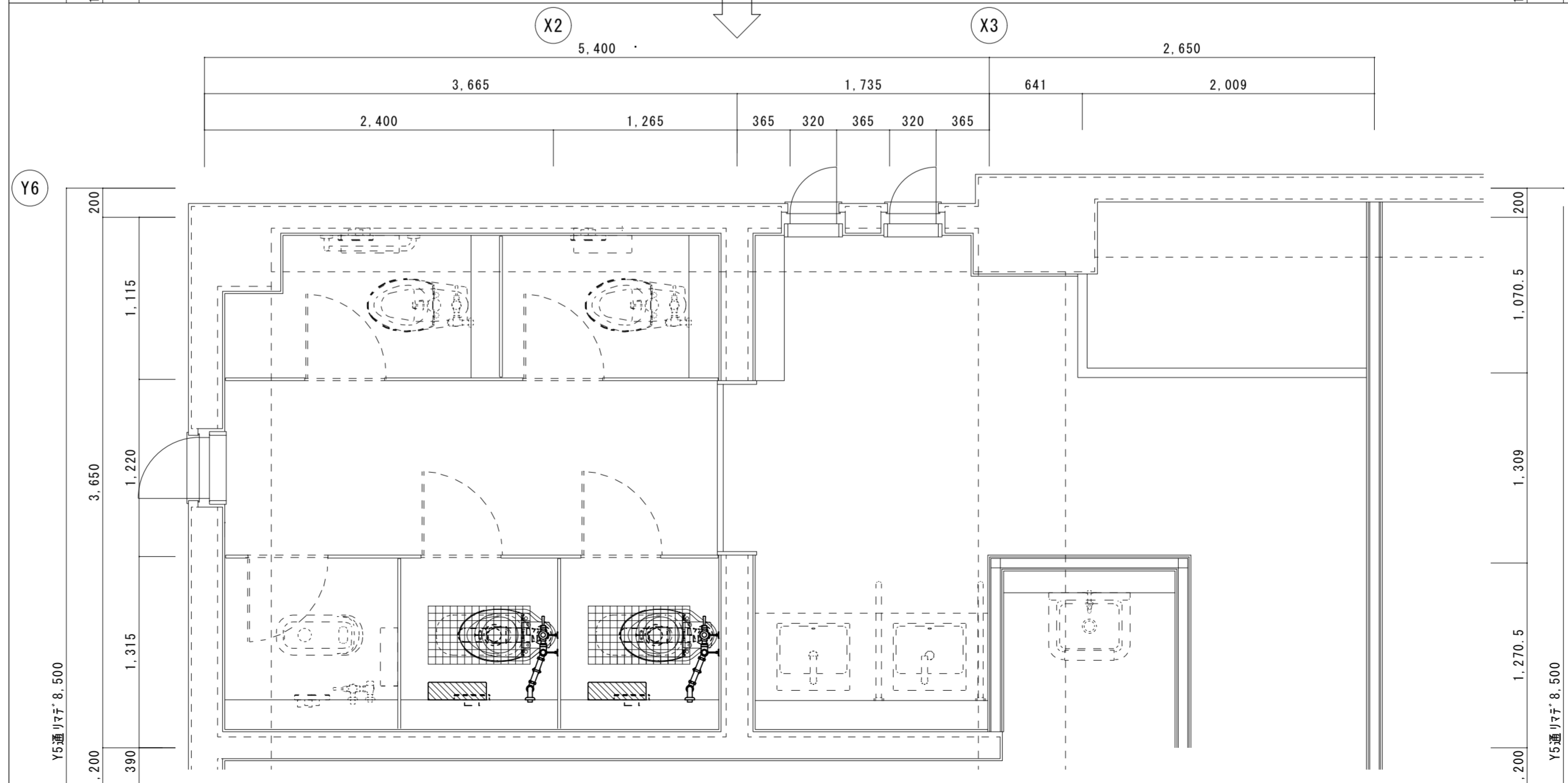
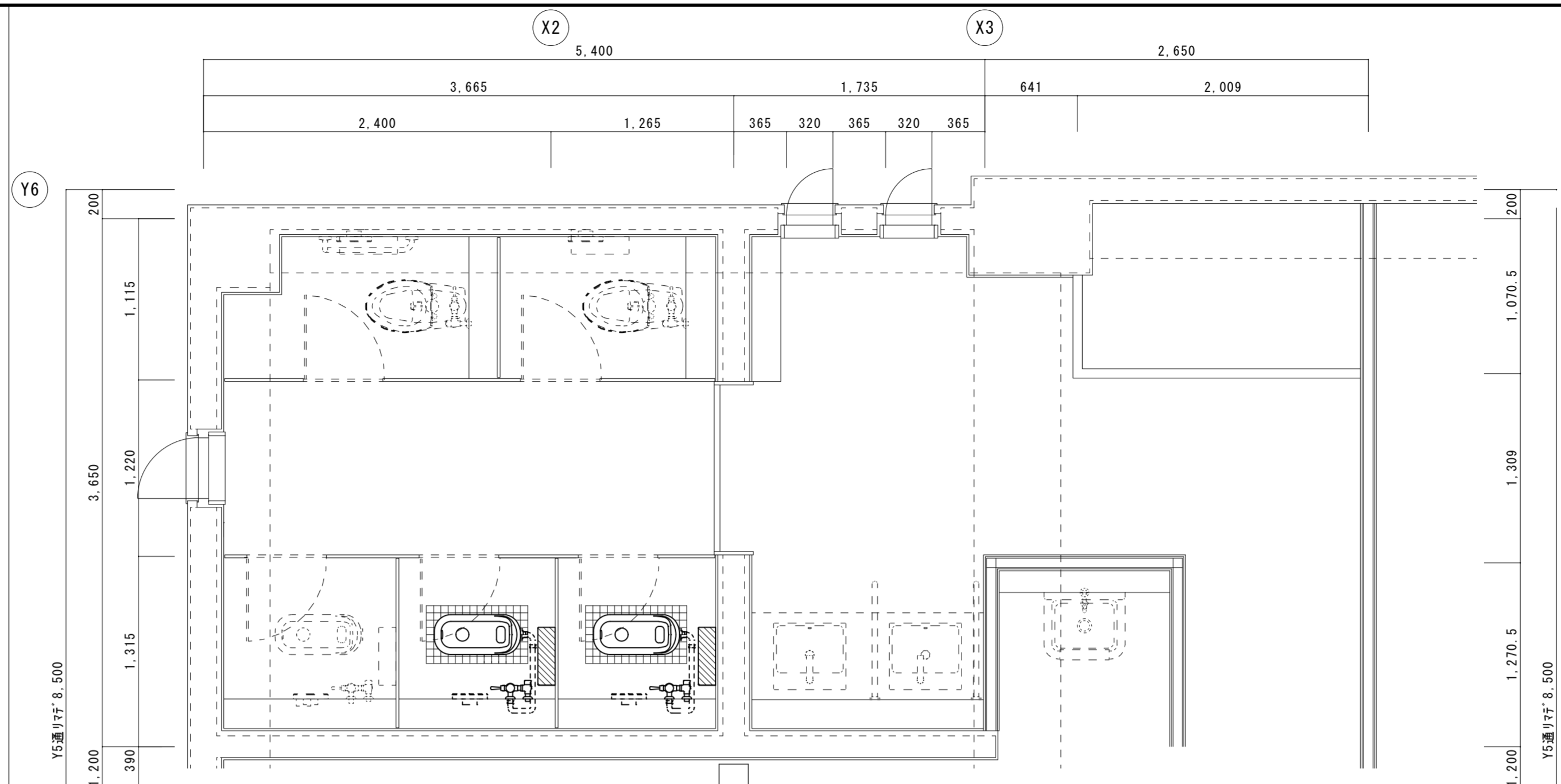
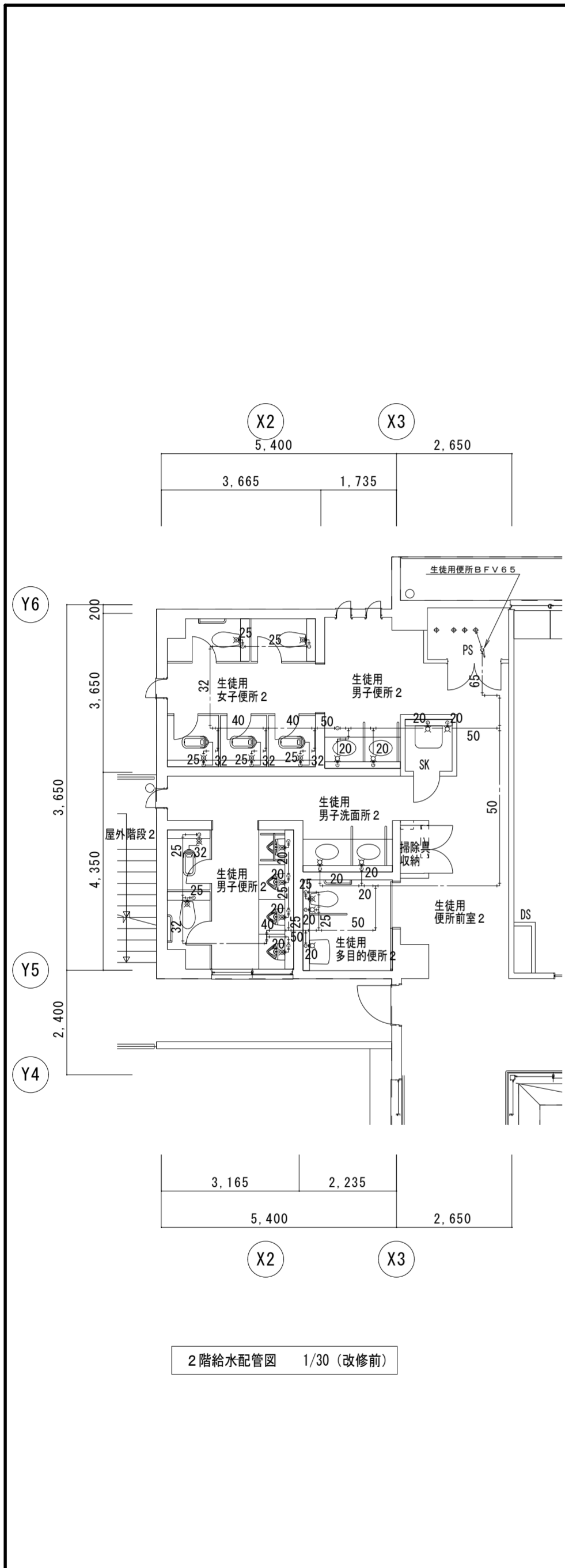
株式会社 平島弘之+ TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

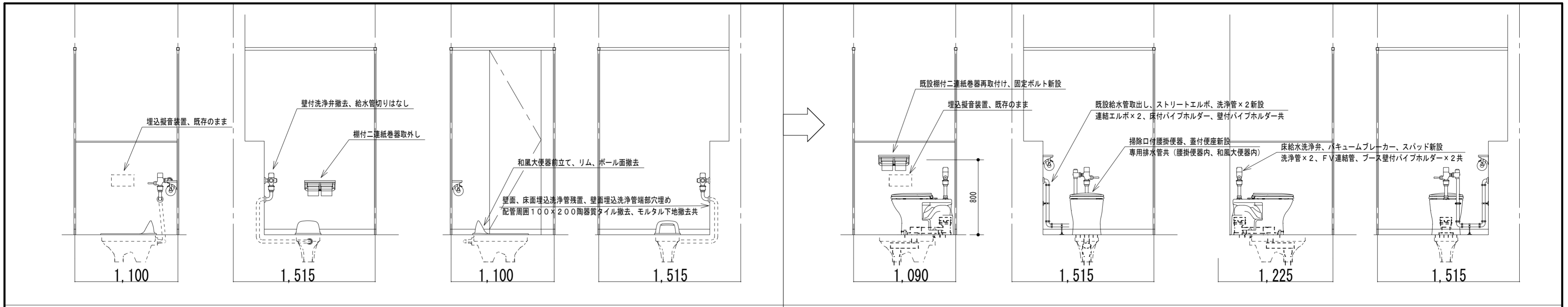
一級建築士 第15242号 岡山七志



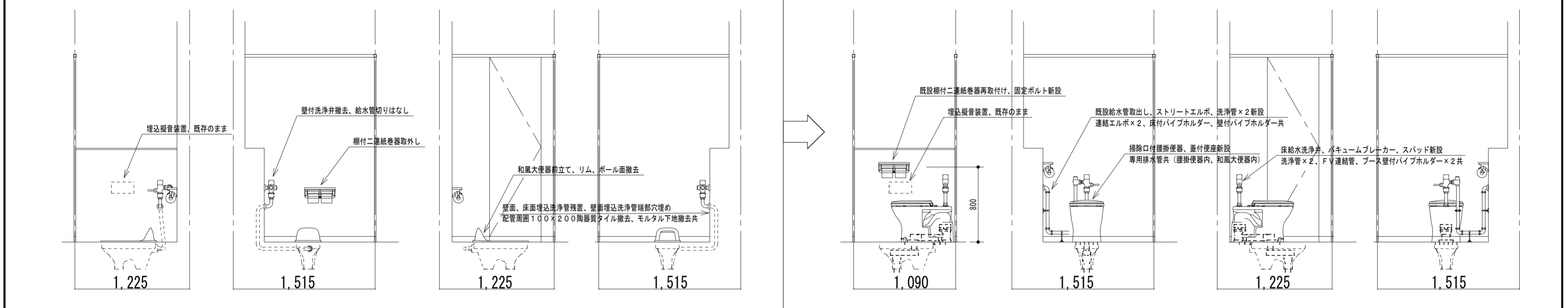




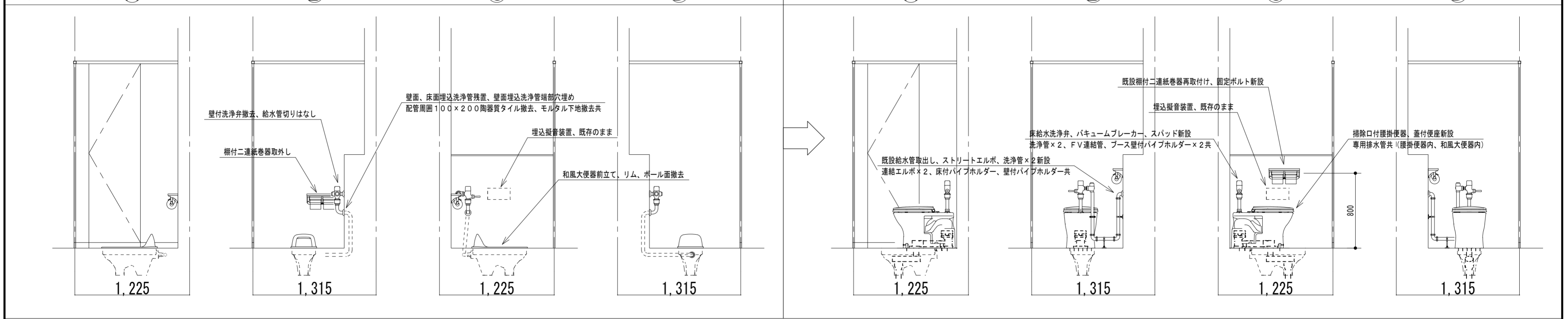




生徒用女子便所2 南面中側 A B C D A B C D



生徒用女子便所2 南面東側 A B C D A B C D



生徒用女子便所1 A B C D A B C D

内 部 仕 上 表												
階	室 名	区 分	床	FLH	巾木	H	腰壁	壁	天井	CH	廻縁	備考
1階	屋外女子便所 1	既 設										※工事範囲外
		改修部										
	倉庫 6	既 設										※工事範囲外
		改修部										
2階	生徒用女子便所 1	既 設	[As防水 軽コン t60下地 磁器タイル張(50角)]	[-100]	[陶器質タイル張]	—	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]	[LGS GB-S t12.5 EP-G塗]	[2.500]	[塩ビ(底目地)]	[トイレブース]
		改修部	便器撤去部・取合研り部 磁器タイル張(50角)補修	そのまま	陶器質タイル張 補修		機器撤去・取合研り部 陶器質タイル張(100角)補修	機器撤去・取合研り部 陶器質タイル張(100角)補修	そのまま	そのまま	そのまま	そのまま
	生徒用女子便所 2	既 設	[As防水 軽コン t60下地 磁器タイル張(50角)]	[-100]	[陶器質タイル張]	—	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]	[LGS GB-S t12.5 EP-G塗]	[2.500]	[塩ビ]	[トイレブース]
		改修部	便器撤去部・取合研り部 磁器タイル張(50角)補修	そのまま	陶器質タイル張 補修		機器撤去・取合研り部 陶器質タイル張(100角)補修	機器撤去・取合研り部 陶器質タイル張(100角)補修	そのまま	そのまま	そのまま	既設トイレブース一部内開きを外開きに改修
		既 設										
		改修部										
3階	生徒用女子便所 1	既 設	[As防水 軽コン t60下地 磁器タイル張(50角)]	[-100]	[陶器質タイル張]	—	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]	[LGS GB-S t12.5 EP-G塗]	[2.500]	[塩ビ(底目地)]	[トイレブース]
		改修部	便器撤去部・取合研り部 磁器タイル張(50角)補修	そのまま	陶器質タイル張 補修		機器撤去・取合研り部 陶器質タイル張(100角)補修	機器撤去・取合研り部 陶器質タイル張(100角)補修	そのまま	そのまま	そのまま	そのまま
	生徒用女子便所 2	既 設	[As防水 軽コン t60下地 磁器タイル張(50角)]	[-100]	[陶器質タイル張]	—	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]	[LGS GB-S t12.5 EP-G塗]	[2.500]	[塩ビ]	[トイレブース]
		改修部	便器撤去部・取合研り部 磁器タイル張(50角)補修	そのまま	陶器質タイル張 補修		機器撤去・取合研り部 陶器質タイル張(100角)補修	機器撤去・取合研り部 陶器質タイル張(100角)補修	そのまま	そのまま	そのまま	既設トイレブース一部内開きを外開きに改修
		既 設										
		改修部										
4階	生徒用女子便所 1	既 設	[As防水 軽コン t60下地 磁器タイル張(50角)]	[-100]	[陶器質タイル張]	—	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]	[LGS GB-S t12.5 EP-G塗]	[2.500]	[塩ビ(底目地)]	[トイレブース]
		改修部	便器撤去部・取合研り部 磁器タイル張(50角)補修	そのまま	陶器質タイル張 補修		機器撤去・取合研り部 陶器質タイル張(100角)補修	機器撤去・取合研り部 陶器質タイル張(100角)補修	そのまま	そのまま	そのまま	そのまま
	生徒用女子便所 2	既 設	[As防水 軽コン t60下地 磁器タイル張(50角)]	[-100]	[陶器質タイル張]	—	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]	[LGS GB-S t12.5 EP-G塗]	[2.500]	[塩ビ]	[トイレブース]
		改修部	便器撤去部・取合研り部 磁器タイル張(50角)補修	そのまま	陶器質タイル張 補修		機器撤去・取合研り部 陶器質タイル張(100角)補修	機器撤去・取合研り部 陶器質タイル張(100角)補修	そのまま	そのまま	そのまま	既設トイレブース一部内開きを外開きに改修
		既 設										
		改修部										
		既 設										
		改修部										
		既 設										
		改修部										
		既 設										
		改修部										



徳島県土木建設部 建築課

● 工事名 R 6 当楼 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事

● 図面名 生徒用女子便所 1 断面詳細図 (参考図)

● 図面番号 A-02

● 縮尺 1/30

株式会社 平島弘之 + TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第 152422 号 廣山七志



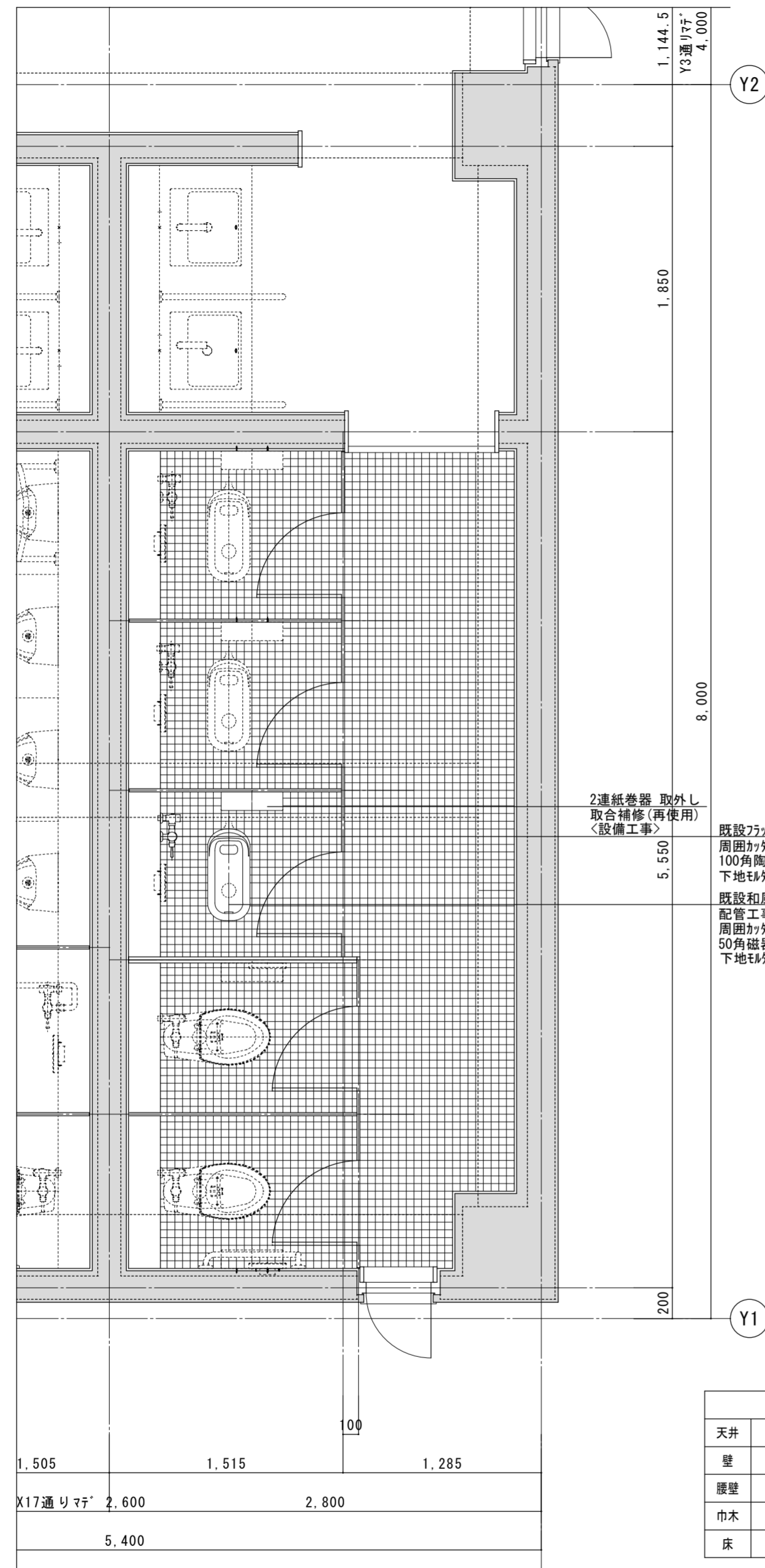
徳島県土木整備部 建築課

- 工事名 R 6 当楼 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事
- 図面名 生徒用女子便所 2 断面詳細図 (参考図)

- 図面番号 A-03
- 縮尺 1/30

株式会社 平島弘之+ TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第 152422 号 廣山七志



2連紙巻器 取外し  
取合補修(再使用)  
〈設備工事〉

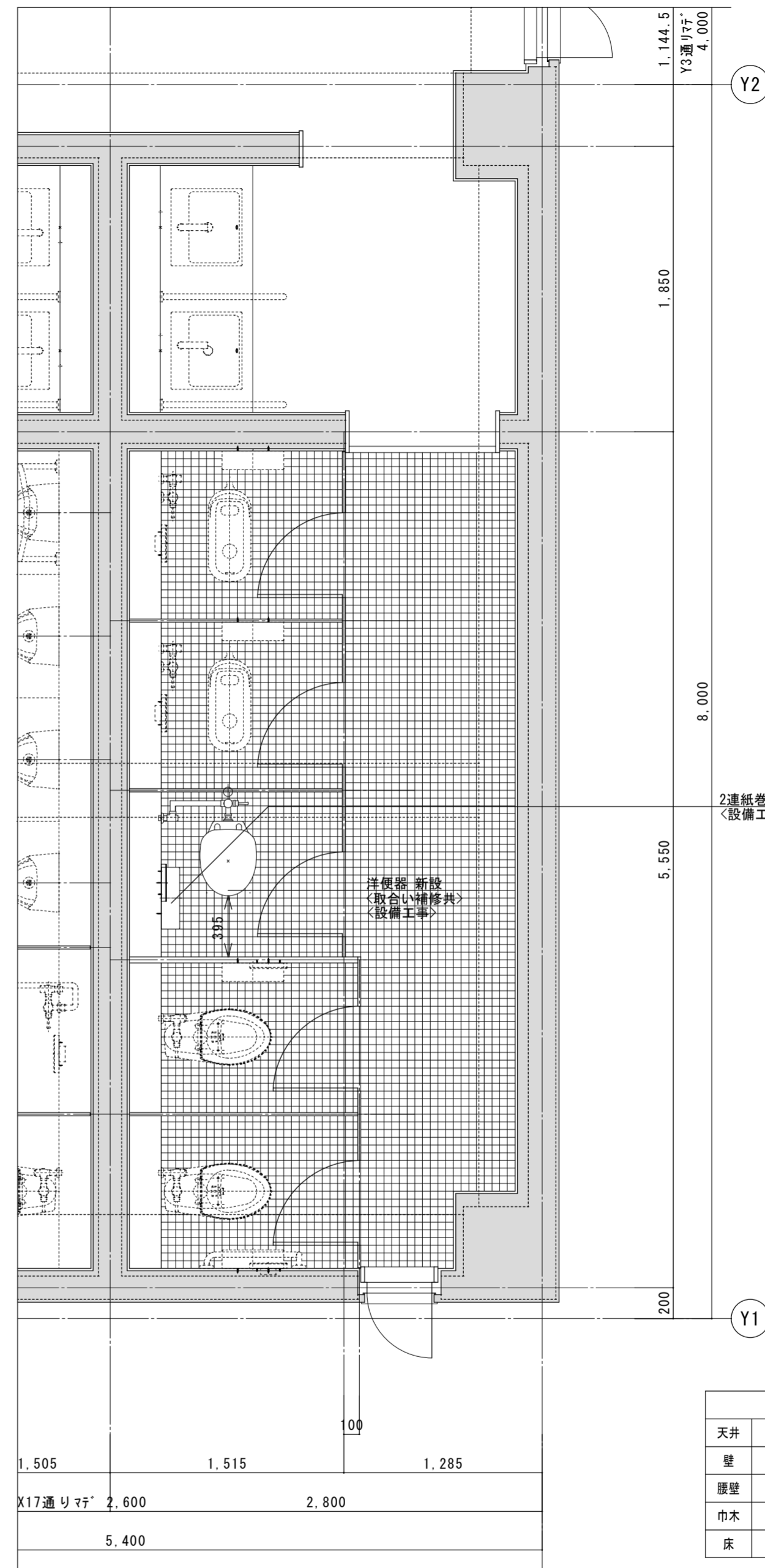
5.550

既設フラッシュバルブ 撤去跡 二次側配管閉塞部  
周囲カッター切、100角陶器質タイル撤去  
100角陶器質タイル補修(≒4枚/箇所)  
下地タイル補修共〈建築工事〉

既設和風大便器 縁撤去、フラッシュバルブ共  
配管工事後、上部嵩上げ  
周囲カッター切、50角磁器タイル撤去〈以上設備工事〉  
50角磁器タイル補修(≒0.3m<sup>2</sup>/箇所)  
下地タイル補修共〈建築工事〉

生徒用女子便所 1	
天井	[LGS GB-S t12.5 EP-G塗] そのまま
壁	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)] 取合補修
腰壁	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)] 取合補修
巾木	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)] 取合補修
床	[タイル下地 磁器タイル張(50角)] 取合補修

2階平面詳細図 1/30 (既設)

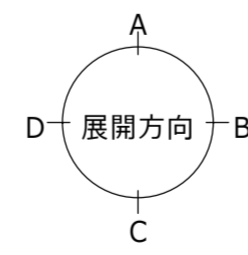
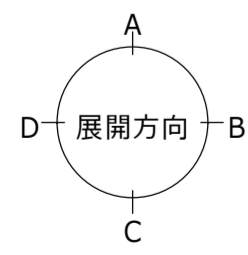


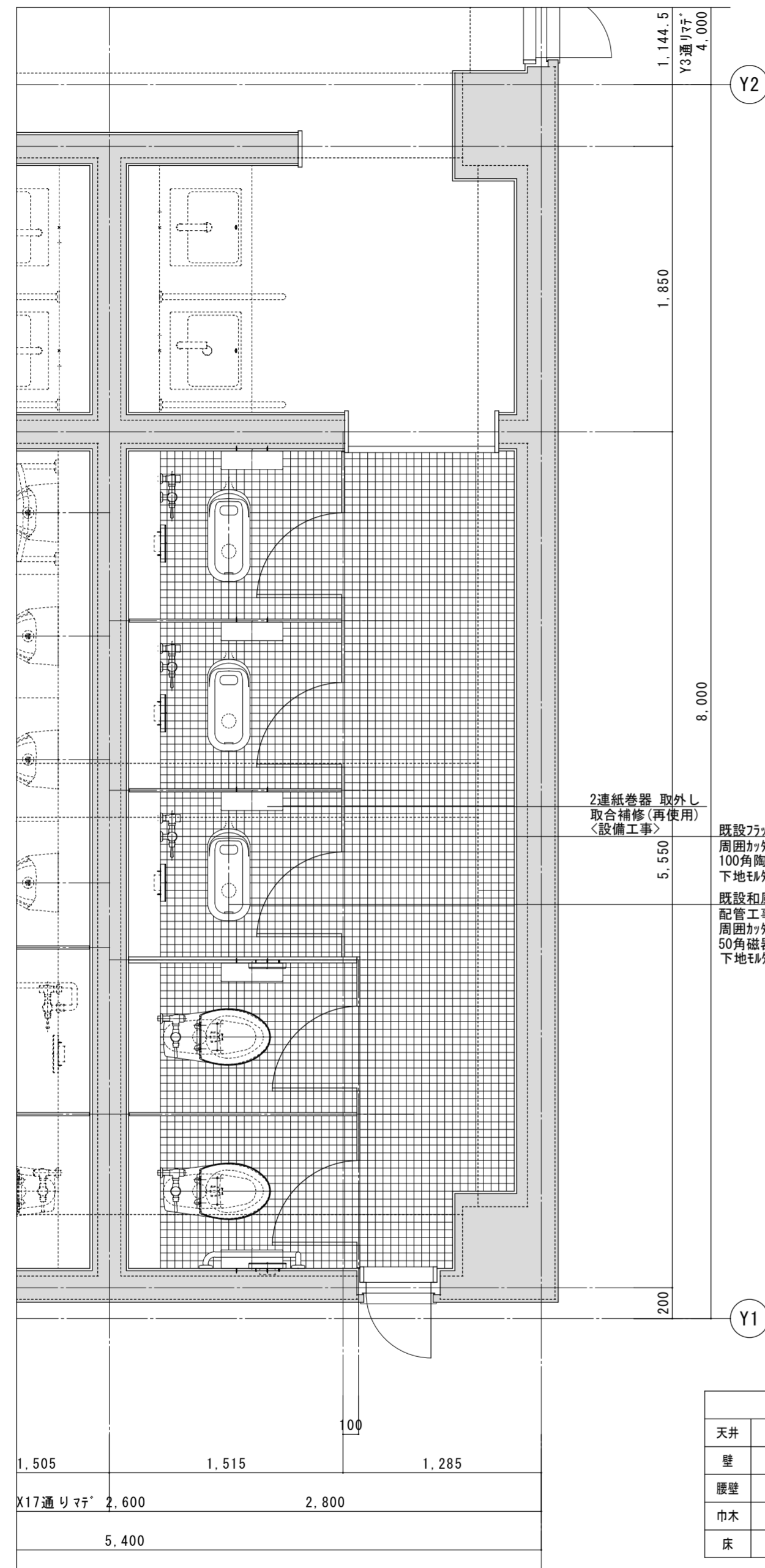
洋便器 新設  
〈取合い補修共〉  
〈設備工事〉

2連紙巻器 再取付  
〈設備工事〉

生徒用女子便所 1	
天井	[LGS GB-S t12.5 EP-G塗] そのまま
壁	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)] 取合補修
腰壁	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)] 取合補修
巾木	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)] 取合補修
床	[タイル下地 磁器タイル張(50角)] 取合補修

2階平面詳細図 1/30 (改修後)

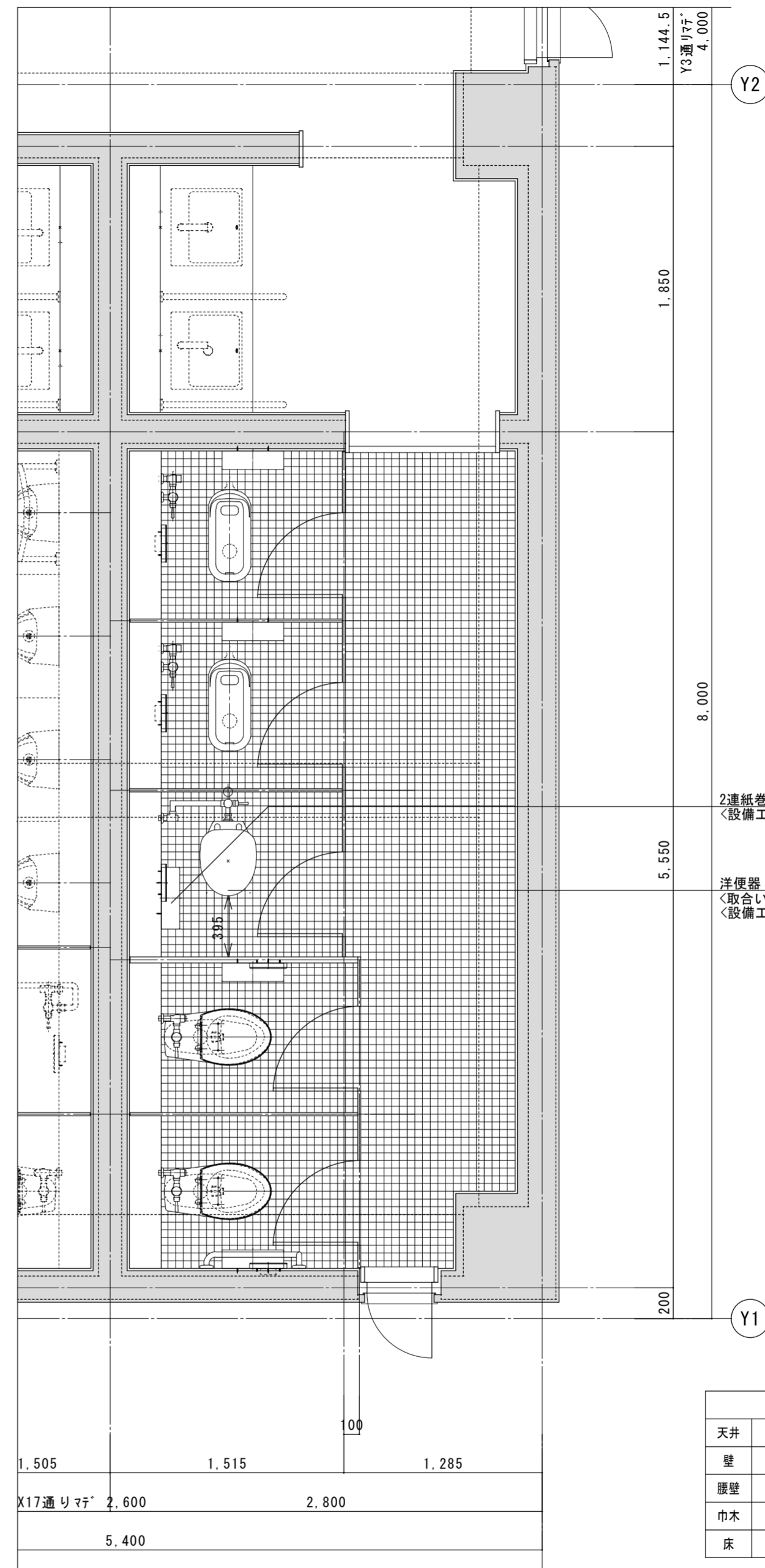




既設フラッシュバルブ 撤去跡 二次側配管閉塞部  
 周囲カッター切、100角陶器質タイル撤去  
 100角陶器質タイル補修(≒4枚/箇所)  
 下地タイル補修共<建築工事>  
 既設和風大便器 縁撤去、フラッシュバルブ共  
 配管工事後、上部嵩上げ  
 周囲カッター切、50角磁器タイル撤去<以上設備工事>  
 50角磁器タイル補修(≒0.3m<sup>2</sup>/箇所)  
 下地タイル補修共<建築工事>

生徒用女子便所 1	
天井	[LGS GB-S t12.5 EP-G塗]
壁	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]
腰壁	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]
巾木	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]
床	[タイル下地 磁器タイル張(50角)]

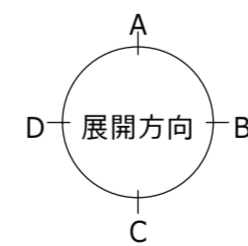
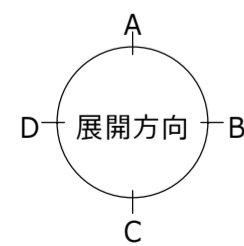
3階平面詳細図 1/30 (既設)



2連紙巻器 再取付  
 <設備工事>  
 洋便器 新設  
 <取合い補修共>  
 <設備工事>

生徒用女子便所 1	
天井	[LGS GB-S t12.5 EP-G塗] そのまま
壁	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)] 取合補修
腰壁	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)] 取合補修
巾木	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)] 取合補修
床	[タイル下地 磁器タイル張(50角)] 取合補修

3階平面詳細図 1/30 (改修後)



徳島県土整備部管轄課

●工事名 R6 當緒 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事

●図面番号 A-05

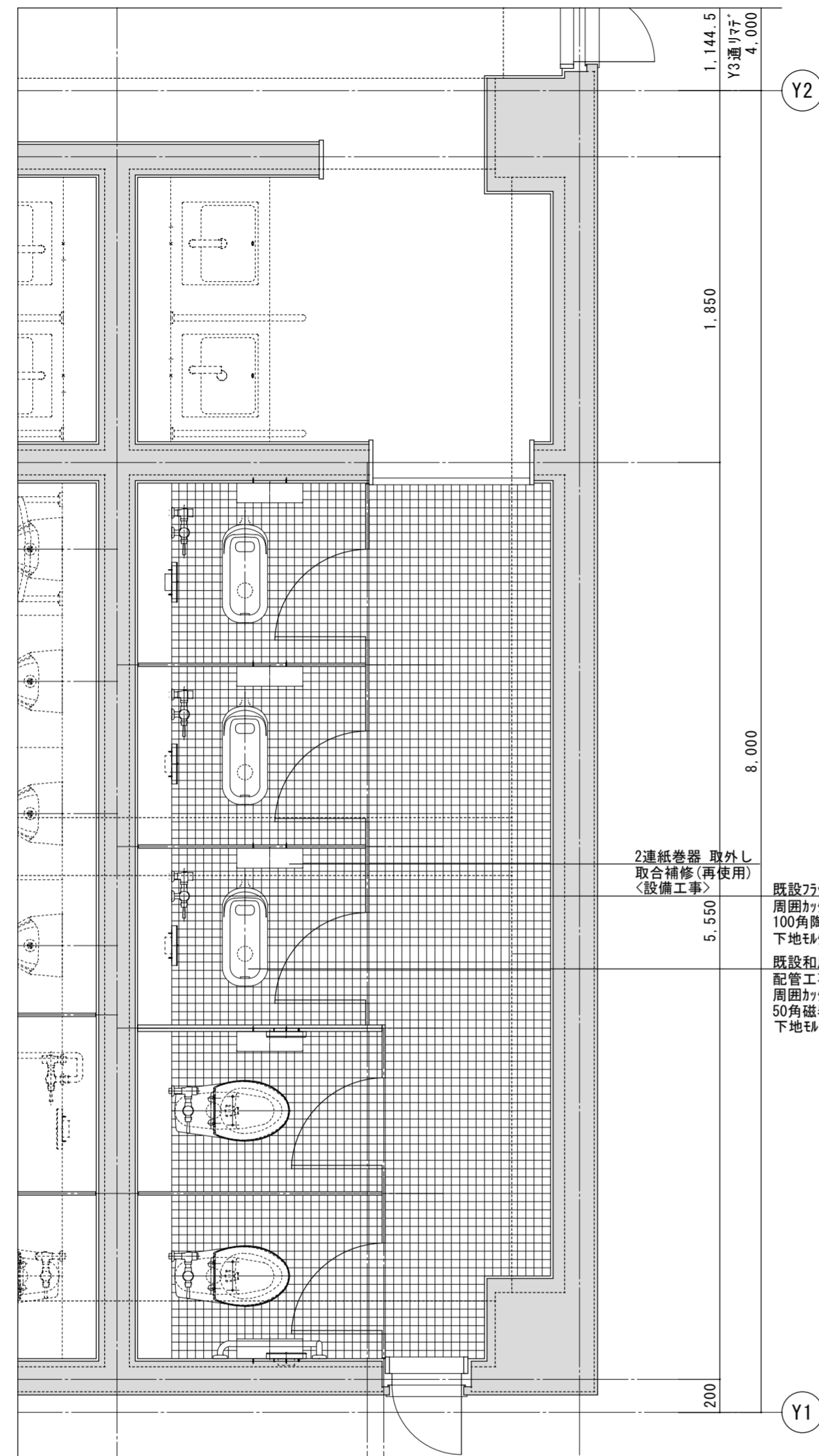
●図面名 生徒用女子便所 1 3階平面詳細図 (既設・改修後)

●縮尺 1/30

株式会社 平島弘之 + TEAM28  
 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第 152422 号 廣山仁志





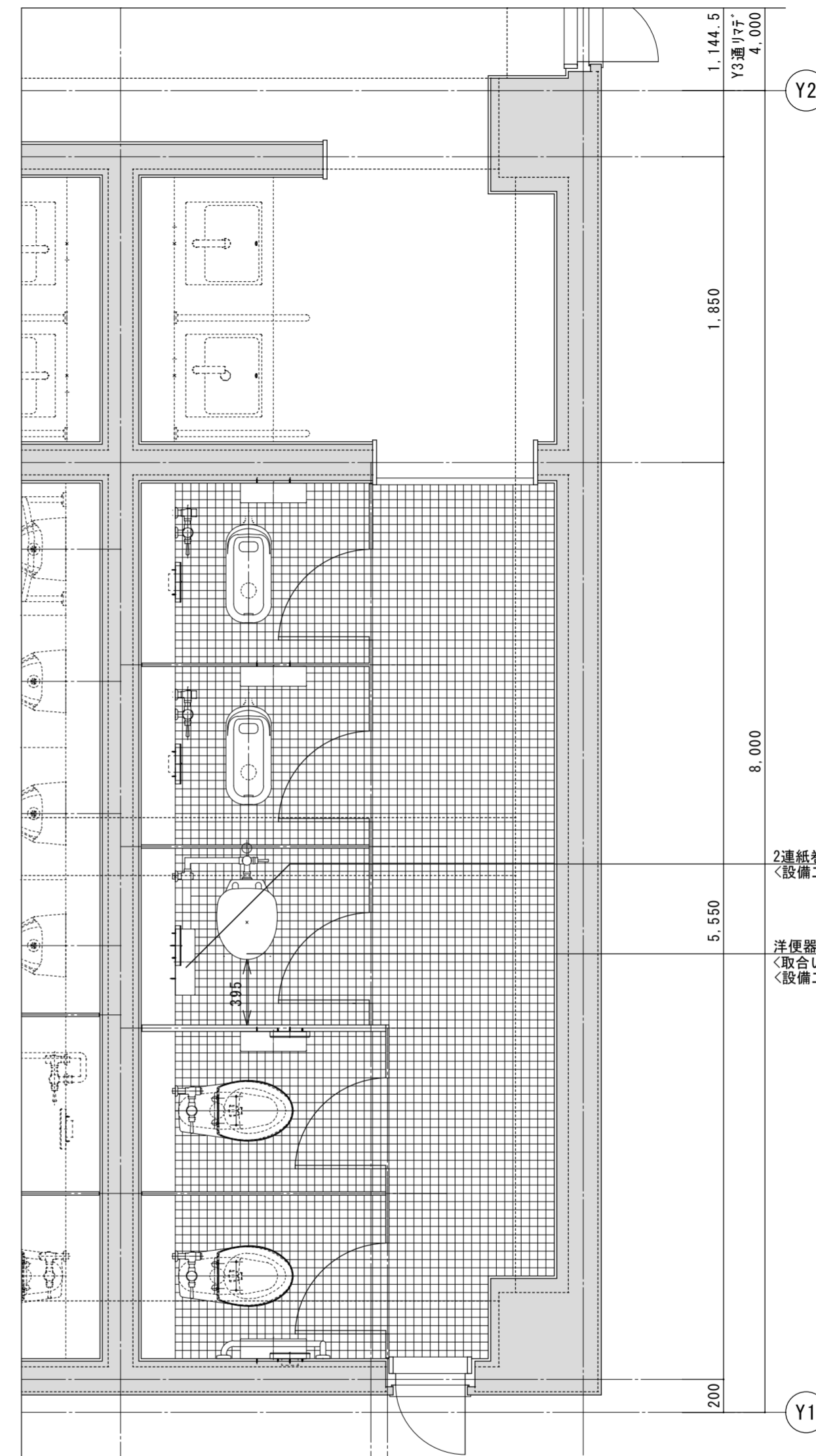
2連紙巻器 取外し  
取合補修(再使用)  
〈設備工事〉

5.550

既設フラッシュバルブ 撤去跡 二次側配管閉塞部  
周囲カッター切、100角陶器質タイル撤去  
100角陶器質タイル補修(≒4枚/箇所)  
下地タイル補修共〈建築工事〉  
既設和風大便器 縁撤去、フラッシュバルブ共  
配管工事後、上部嵩上げ  
周囲カッター切、50角磁器サイカイル撤去以上設備工事  
50角磁器サイカイル補修(≒0.3㎡/箇所)  
下地タイル補修共〈建築工事〉

生徒用女子便所 1	
天井	[LGS GB-S t12.5 EP-G塗]
壁	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]
腰壁	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]
巾木	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]
床	[タイル下地 磁器タイル張(50角)]

4階平面詳細図 1/30 (既設)



2連紙巻器 再取付  
〈設備工事〉

5.550

洋便器 新設  
〈取合い補修共〉  
〈設備工事〉

生徒用女子便所 1	
天井	[LGS GB-S t12.5 EP-G塗] そのまま
壁	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)] 取合補修
腰壁	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)] 取合補修
巾木	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)] 取合補修
床	[タイル下地 磁器タイル張(50角)] 取合補修

4階平面詳細図 1/30 (改修後)

徳島県土整備部管轄課

●工事名 R6 当緒 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事

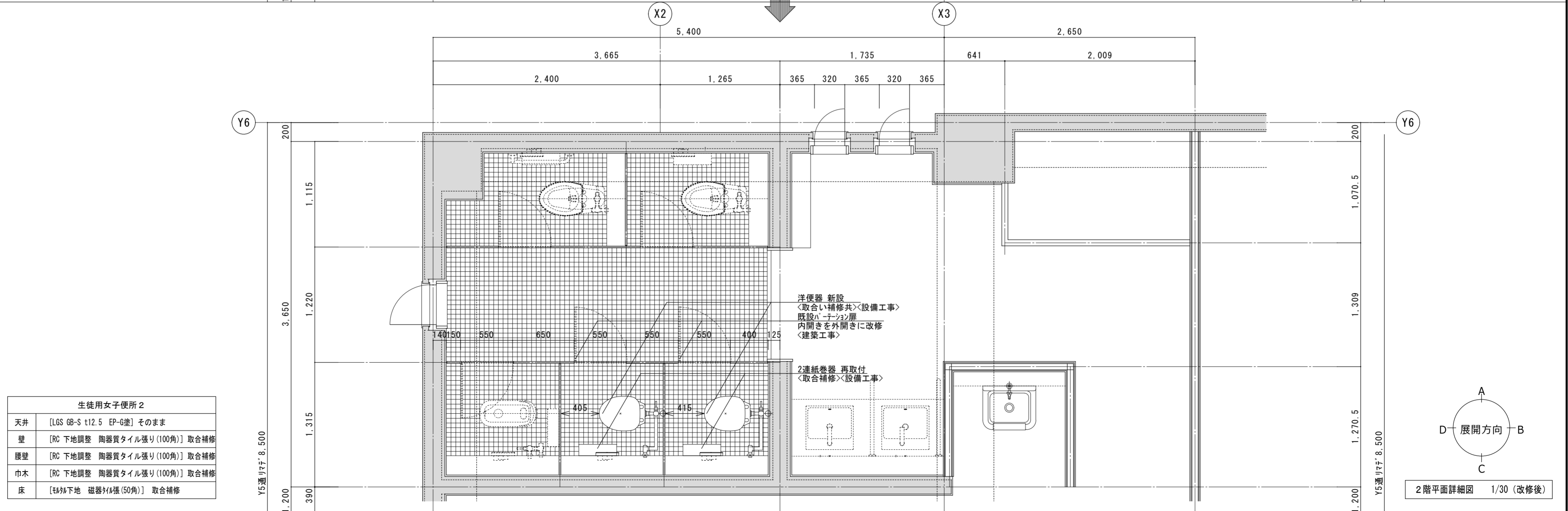
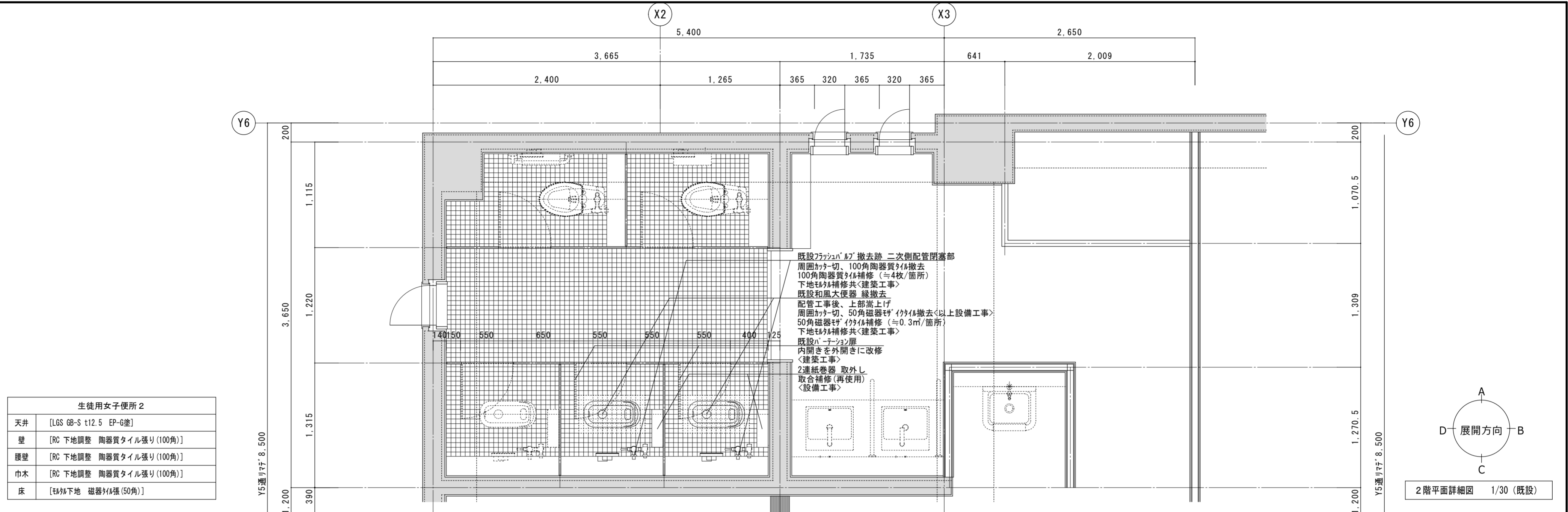
●図面番号 A-06

●図面名 生徒用女子便所 1 4階平面詳細図 (既設・改修後)

●縮尺 1/30

株式会社 平島弘之 + TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第 152422 号 廣山仁志



徳島県土整備部営繕課

●工事名 R6 営繕 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事

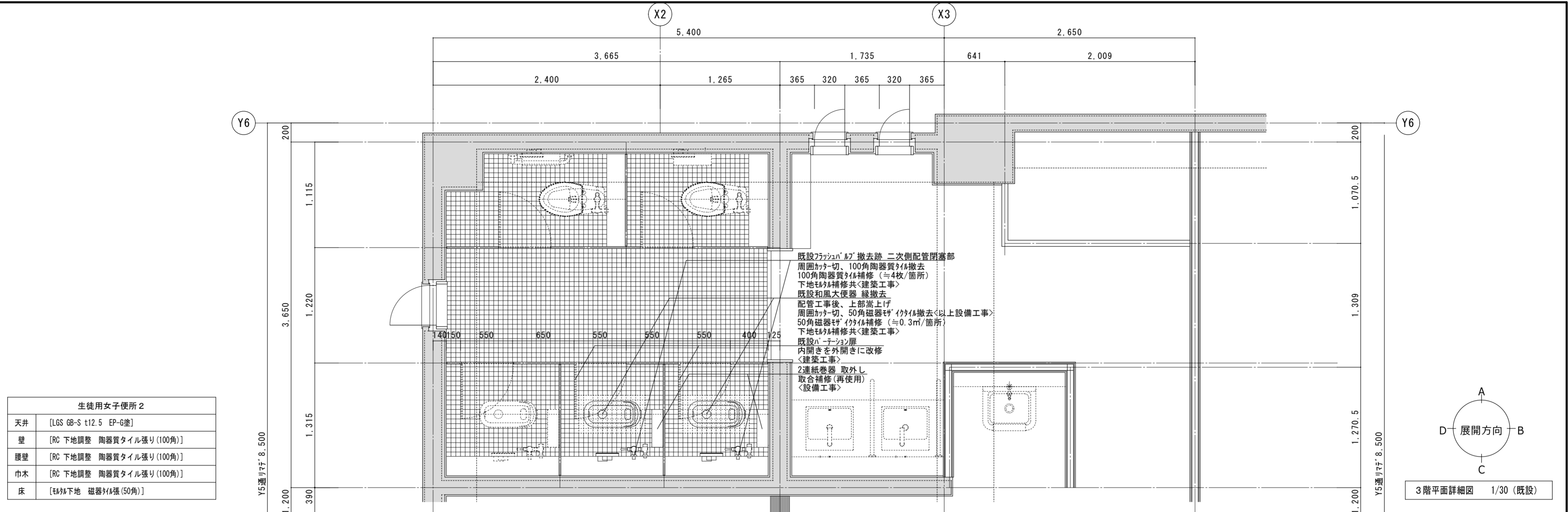
●図面番号 A-07

●図面名 生徒用女子便所 2 階平面詳細図 (既設・改修後)

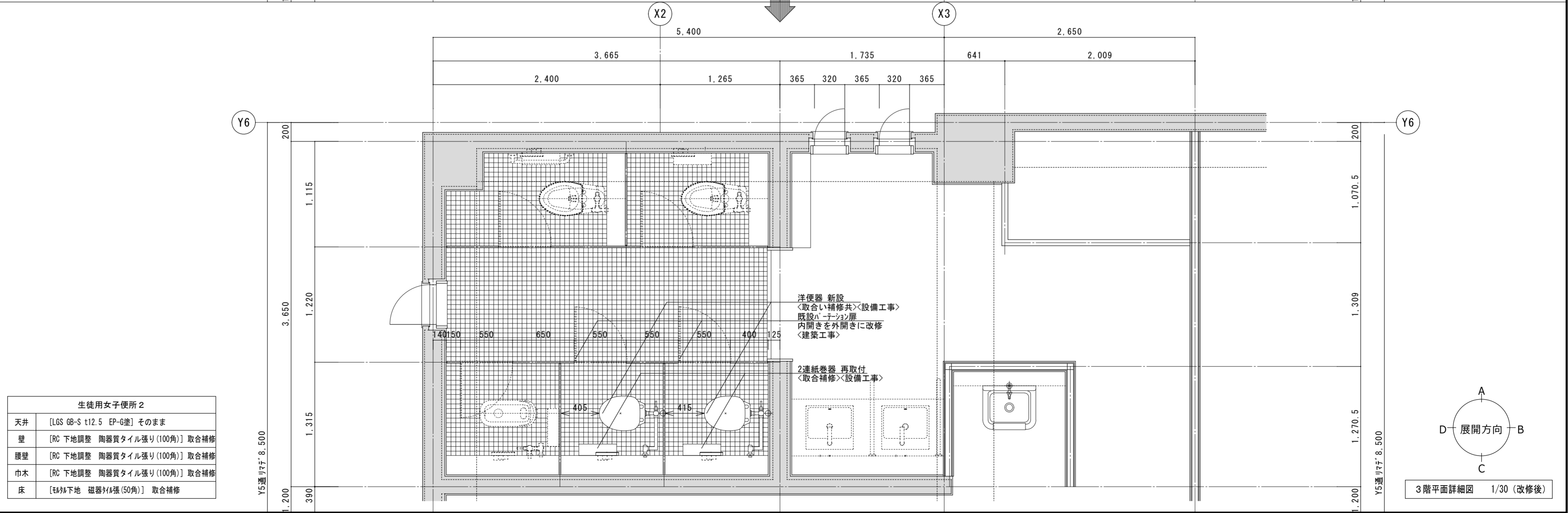
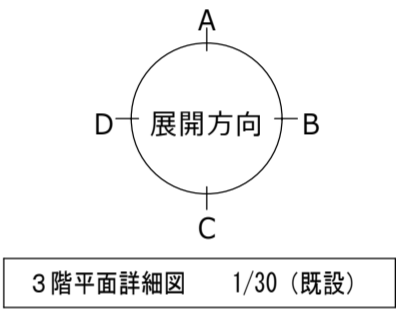
●縮尺 1/30

株式会社 平島弘之 + TEAM28  
 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

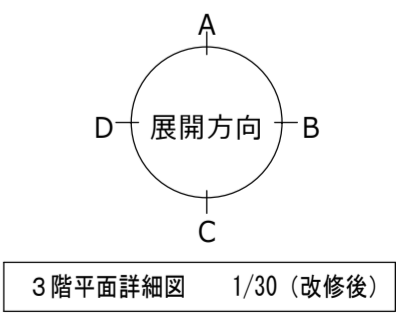
一級建築士 第 152422 号 廣山仁志

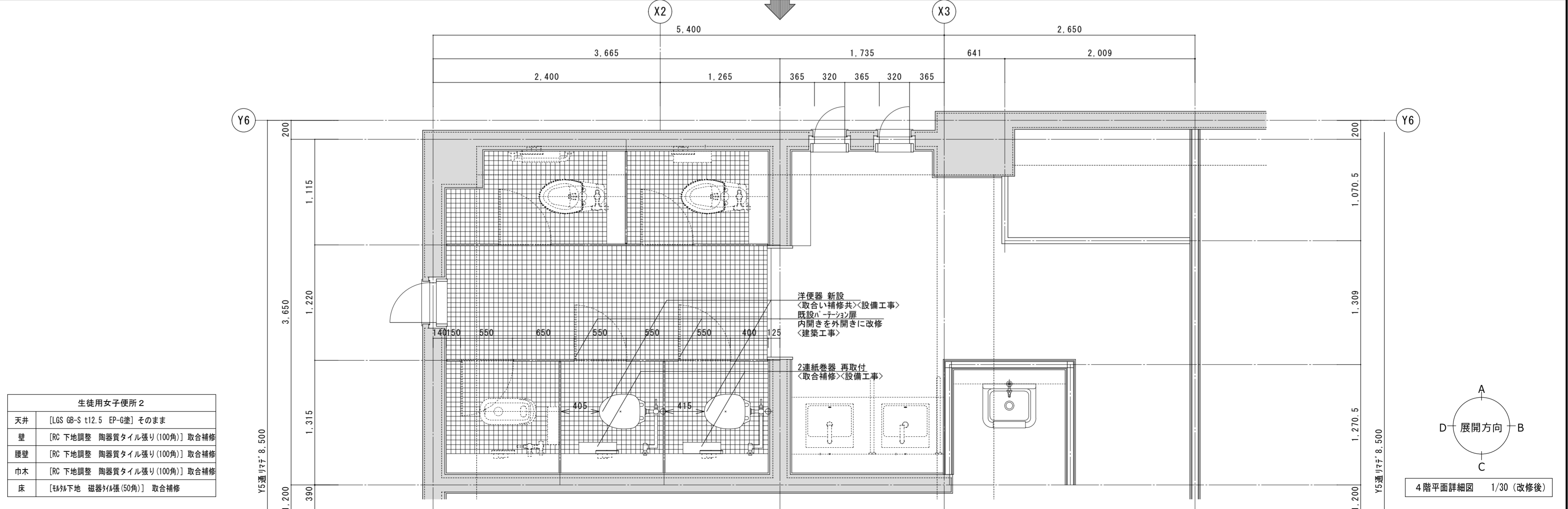
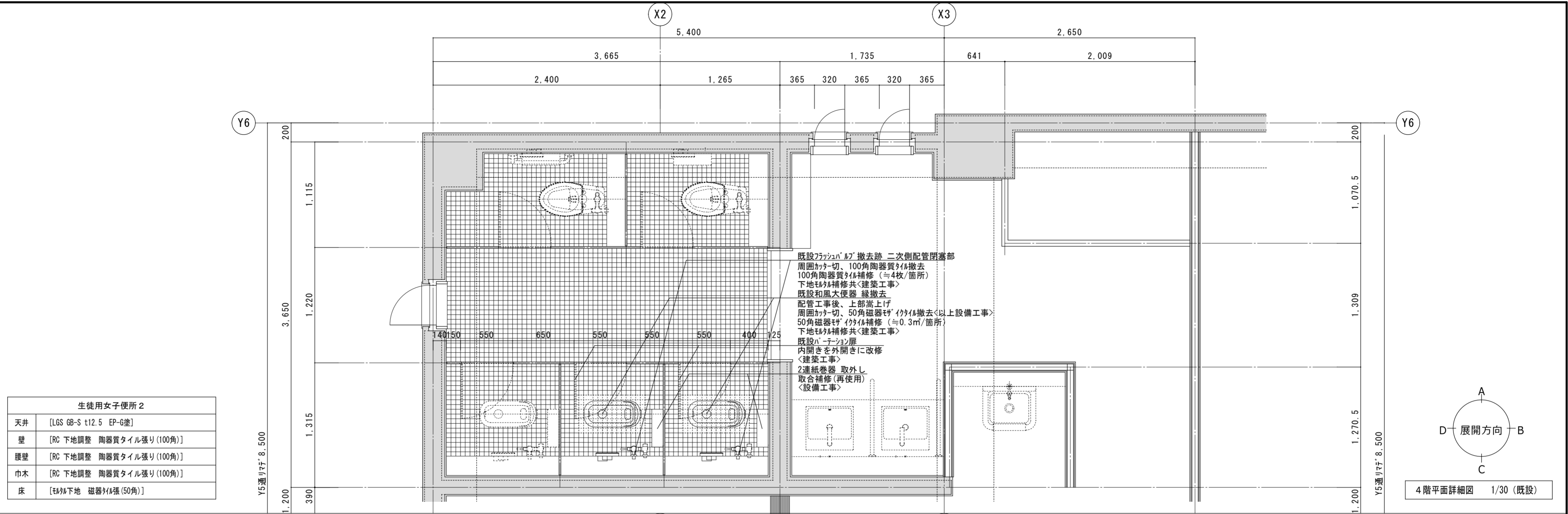


生徒用女子便所 2	
天井	[LGS GB-S t12.5 EP-G塗]
壁	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]
腰壁	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]
巾木	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)]
床	[モルタル下地 磁器質タイル(50角)]



生徒用女子便所 2	
天井	[LGS GB-S t12.5 EP-G塗] そのまま
壁	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)] 取合補修
腰壁	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)] 取合補修
巾木	[RC 下地調整 陶器質タイル張り(100角)] 取合補修
床	[モルタル下地 磁器質タイル(50角)] 取合補修





徳島県土整備部営繕課

●工事名 R6 営繕 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事

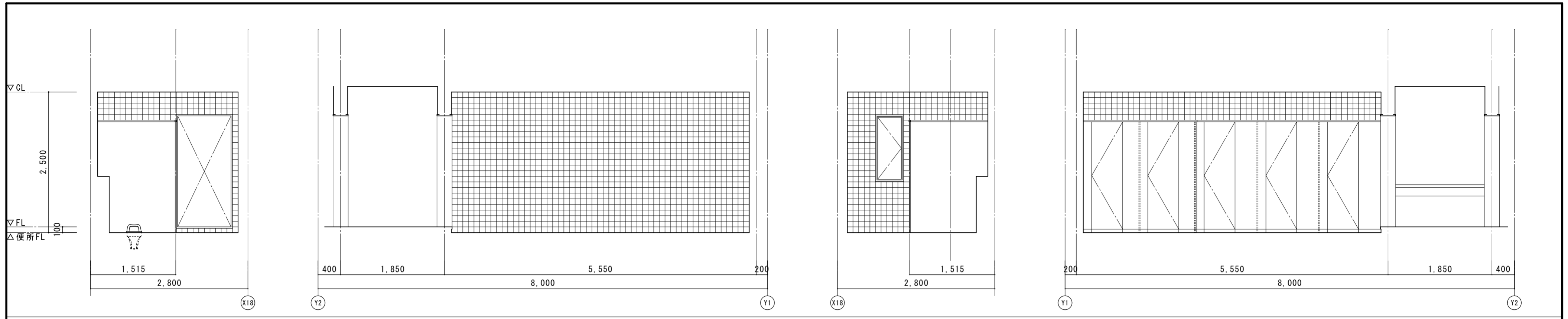
●図面番号 A-09

●図面名 生徒用女子便所 2 4階平面詳細図 (既設・改修後)

●縮尺 1/30

株式会社 平島弘之+ TEAM28  
 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第 152422 号 廣山七志

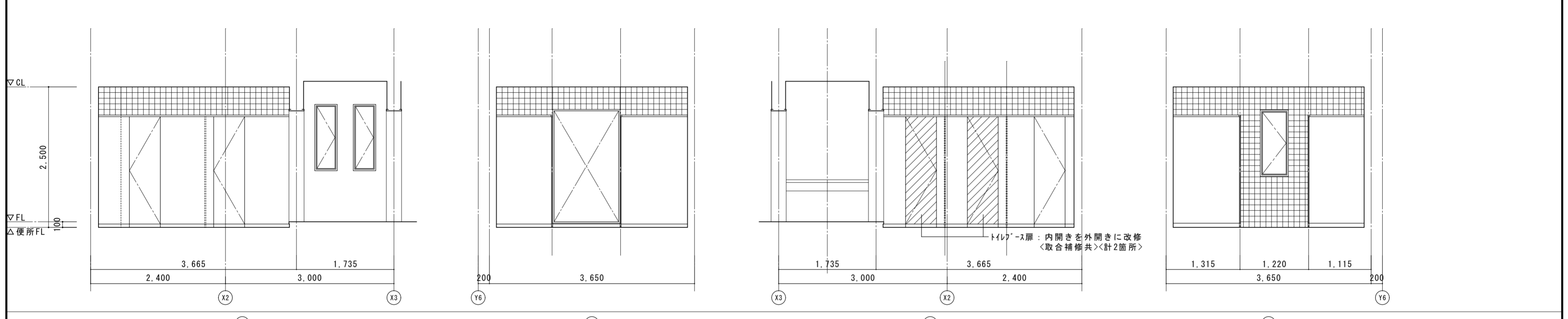


生徒用女子便所 1 (各階共通) (A)

(B)

(C)

(D)



生徒用女子便所 2 (各階共通) (A)

(B)

(C)

(D)

生徒用女子便所 1・2 共に各階共通、既設・改修後共通とする。

徳島県土整備部営繕課

●工事名 R6 営繕 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事

●図面番号 A-10

●図面名 生徒用女子便所 1・2 展開図 (既設)

●縮尺 1/30

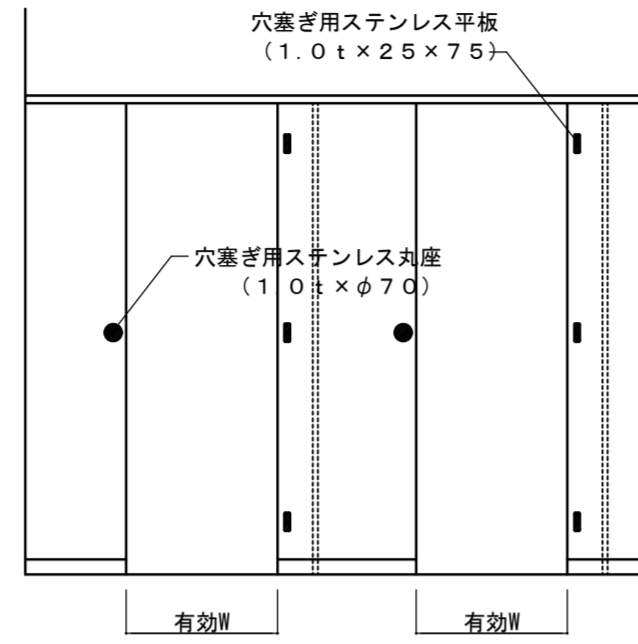
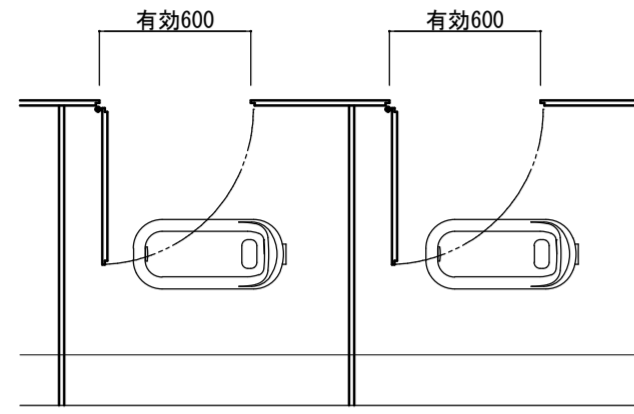
株式会社 平島弘之+ TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第 152422 号 廣山仁志

記号 室名 箇所数	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">01</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">TB</span> 2～4階 女子便所 1	3箇所	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">02</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">TB</span> 2～4階 女子便所 2	3箇所
形 状 < 既 設 >				
形 状 < 改 修 後 >	 <p style="text-align: center;">※工事は 紙巻器取外し箇所の補修とする。</p>		 <p style="text-align: center;">※工事は改修箇所の内開き→外開き変更及び紙巻器取外し箇所の補修とする。</p>	
形 式	[トイレース]		[トイレース]	
材 種 ・ 見 込	[メラミン系フェノール樹脂板] 紙巻器取外し箇所補修<設備工事>		[メラミン系フェノール樹脂板] 小口(召合せ部): 袖ハネ及び扉改修、紙巻器取外し箇所補修<設備工事>	
仕 上	[メラミン系フェノール樹脂板]		[メラミン系フェノール樹脂板]	
硝 子	-		-	
金 物	[ラフトリ-金物、ラッチ(表示付き)、戸当り]		[ラフトリ-金物、ラッチ(表示付き)、戸当り] ラッチ及び戸当り: 外開き用に取替	
備 考	[頭繋ぎ: ステンレス 30×30、巾木: ステンレス H=60]		[頭繋ぎ: ステンレス 30×30、巾木: ステンレス H=60]	
徳島県土整備部営繕課		●工事名 R6営繕 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事		●図面番号 A-11
		●図面名 建具表 (既設・改修後)		●縮尺 1/50

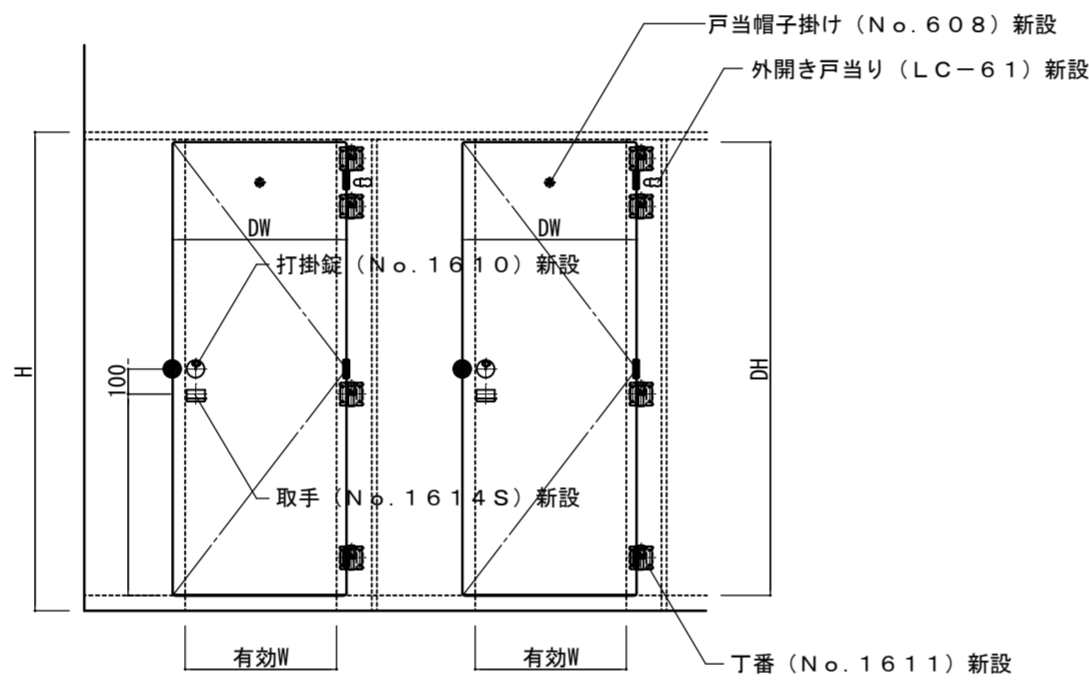
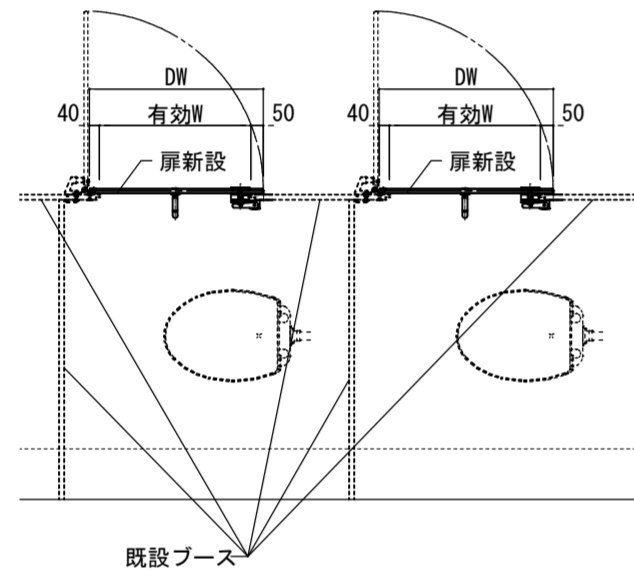
(参考図)

既設

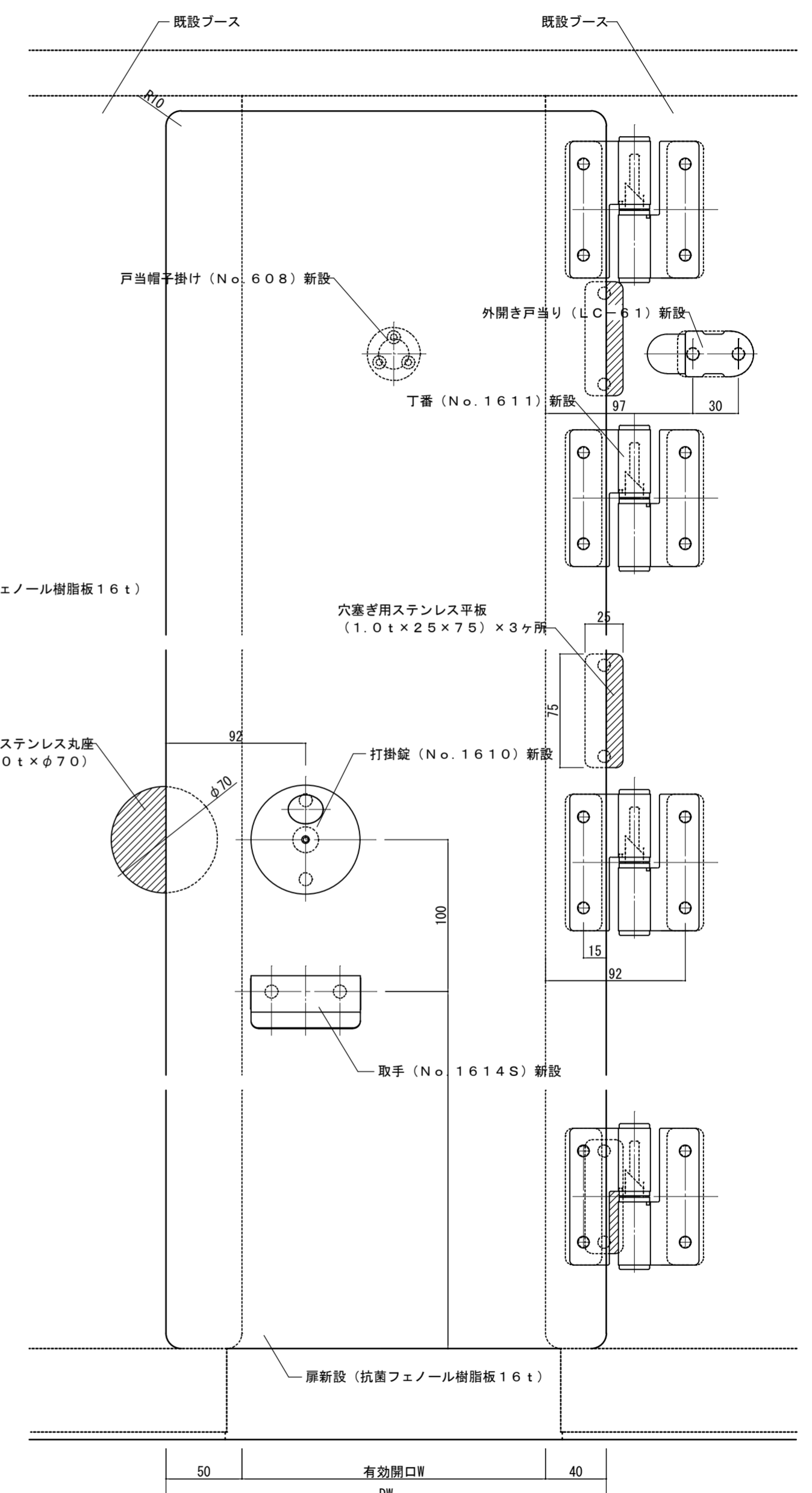
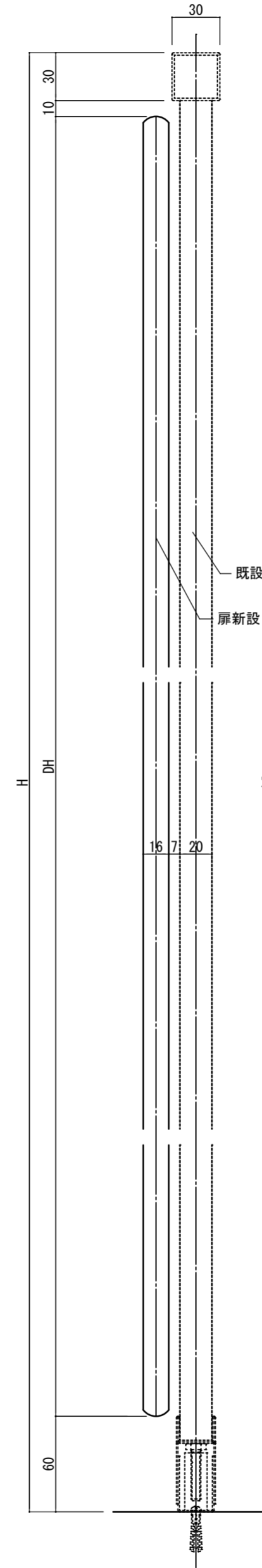
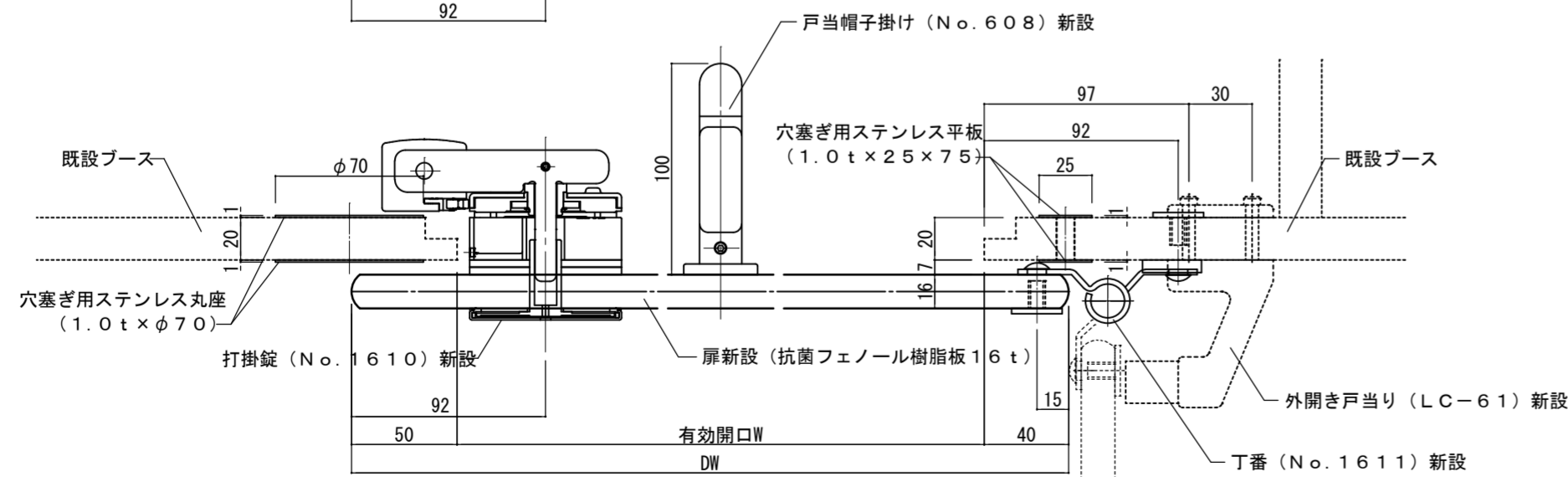
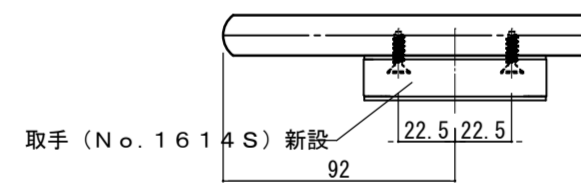


内開き扉撤去

改修後



外開き扉新設



徳島県土整備部営繕課

●工事名 R6 営繕 城南高等学校 徳・城南 トイレ改修工事

●図面名 トイレブース改修詳細図 (参考図)

●図面番号 A-12

●縮尺 1/30 1/3

株式会社 平島弘之+ TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第 152422 号 廣山七志